

三重県環境基本計画（最終案）

平成 23 年 10月

三重県環境審議会 環境基本計画部会

第1章 新たな計画策定の方向性	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の基本的事項	1
3 2004年（平成16年）年改定計画による取組結果と課題	4
4 環境問題をとりまく時代潮流と三重県の状況	5
5 めざすべき姿と基本目標	7
6 目標達成に向けた三重県の施策展開のあり方	10
第2章 施策体系と施策内容	11
1 施策体系	11
2 施策の推進	12
1 基本目標Ⅰ「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」に向けた施策	12
(1) 低炭素社会の構築（地球温暖化の防止）	12
(2) 循環型社会の構築（廃棄物対策の推進）	14
(3) 大気環境の保全	16
(4) 水環境の保全	17
2 基本目標Ⅱ「自然と共生し身近な環境を大切にする社会づくり」に向けた施策	19
(1) 生物多様性の保全および持続可能な利用	19
(2) 自然とのふれあいの確保	20
(3) 森林等の公益的機能の維持確保	21
(4) 良好な景観の形成	23
(5) 歴史的・文化的環境の保全	24
第3章 計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり	25
1 取組の視点	25
2 分野別取組方針	25
(1) ひとを育てる ～環境学習・環境教育の推進～	25
(2) 担い手となる主体を広げる ～環境活動の促進～	26
(3) 環境経営を進める	27
(4) 仕組みをよりの確に運用する	28
(5) 技術・情報基盤をより充実する	29
(6) 環境で貢献する	30
3 各主体の役割	31
(1) 県	31
(2) 市町	31
(3) 事業者	31

(4) 県民.....	32
第4章 計画の推進	33
1 計画の推進体制.....	33
2 計画の進行管理.....	33
3 財政上の措置	34
4 計画の見直し	34
【参考資料】	36
1 施策分野別の取組結果と課題の詳細.....	37
2 環境に関する県民意識の概要	55
3 用語解説.....	58

(文中で「※」のついている語句は、巻末の「用語解説」に説明を掲載しています。)

第1章 新たな計画策定の方向性

1 計画策定の背景と趣旨

本県では、環境の保全に関する施策を総合的、計画的に進めていくため、1997年(平成9年)6月に「三重県環境基本計画」を策定しました。その後、環境問題をとりまく状況の変化から、2004年(平成16年)6月にこの基本計画を改定し、「環境への負荷※が少ない資源循環型社会の構築」、「人と自然が共にある環境の保全」、「やすらぎと潤いのある快適な環境の創造」、「自主・協働による環境保全活動の促進」の四つの基本目標に基づき施策に取り組んでまいりました。

こうした取組は、一定の成果を得てきたところですが、現在の環境行政の課題は、地球温暖化への対応や生物多様性の保全などの地球規模の環境問題から、自動車交通に伴う排出ガスや騒音、生活排水処理などの身近な問題まで広範囲にわたっており、「三重県環境基本条例」の基本理念である「県民の皆さんが健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していく」ための総合的な方策が欠かせないものとなっています。

また、東日本大震災の発生とこれに続く原子力発電所の事故は、私たちをとりまく自然への脅威や自然環境に対する畏敬の念をあらためて想起させられるものでした。私たちの社会や経済の豊かさは、それをとりまく環境の持続可能性に大きく依存しています。三重県では、新しい「環境基本計画」において、資源の循環的な利用やエネルギーの有効活用、地域の生態系や自然の保全などの行動を通じて、持続的発展が可能な社会の構築をめざします。

2 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

三重県環境基本計画(以下「計画」という)は、三重県環境基本条例(以下「条例」という)に基づき、本県の環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランとして位置づけられており、計画には、環境保全に関する目標、施策の方向、配慮の指針、および環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めることとされています。

(2) 計画の性格

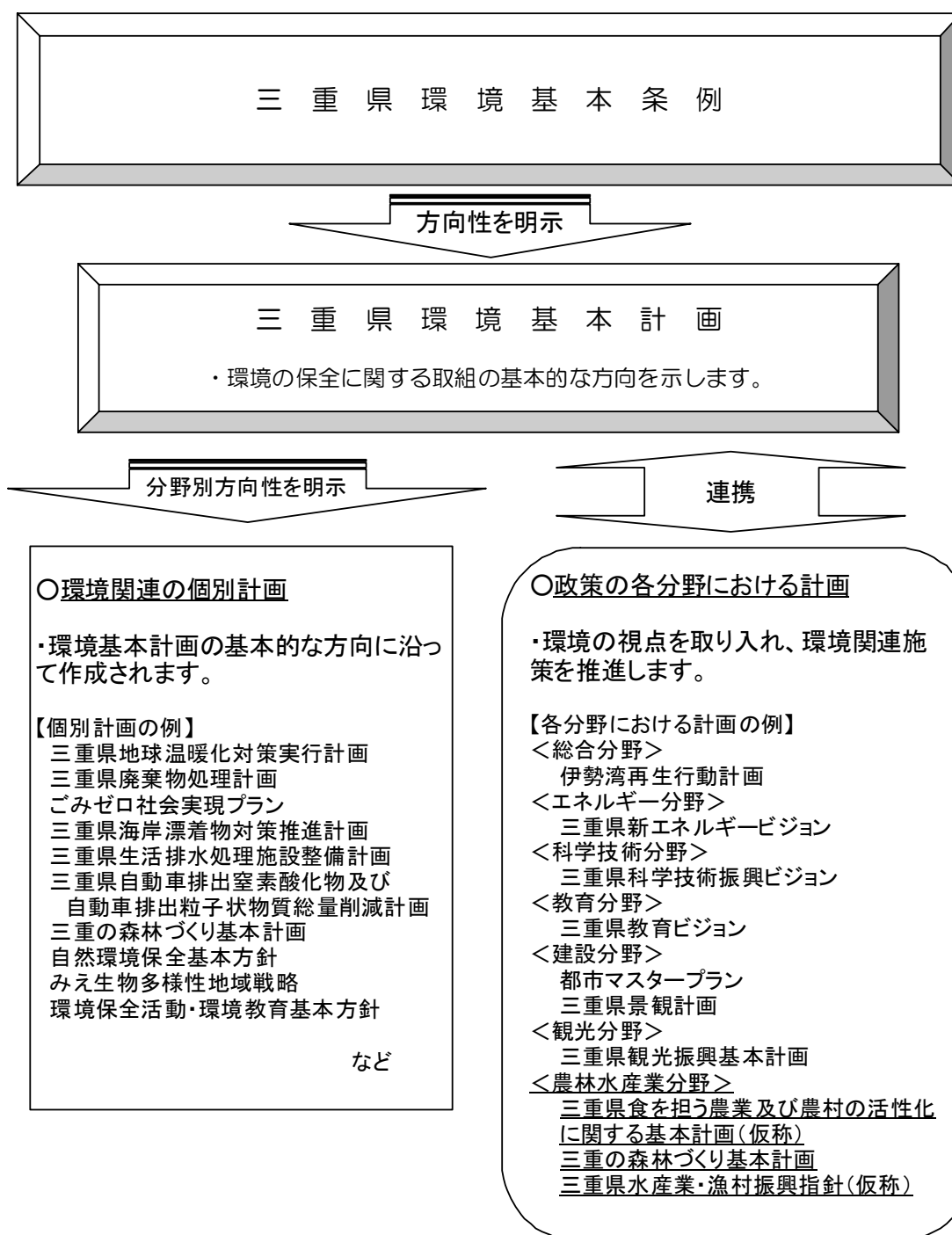
この計画は、三重県がさまざまな主体と連携しながら行う環境保全の施策等を明らかにした行政計画です。

また、日常生活や事業活動を通じて環境に負荷を与え、環境問題と深く関わっている県民の皆さんや事業者、市町等も計画の推進主体と位置づけ、それぞれの主体に期待される役割と、環境を保全するために実践すべき取組の方向を示し、各主体間の連携促進をはかるものです。

(3) 他の計画との関係

計画は、「三重県地球温暖化対策実行計画」や「三重県廃棄物処理計画」、「みえ生物多様性地域戦略」等、三重県の環境保全に関する個別計画の上位計画であるとともに、環境の視点を盛り込んだ県政のさまざまな分野における計画においても、この計画の基本的な方向に沿って策定され、実施されることが求められます。

計画の体系的位置関係図



(4) 計画の目標年度と目標内容

計画の目標年度は、2021年度(平成33年度)とします。

また、計画の性質から、目標については長期的な視点から設定を行い、めざすべき将来の姿を定性的に記述しています。

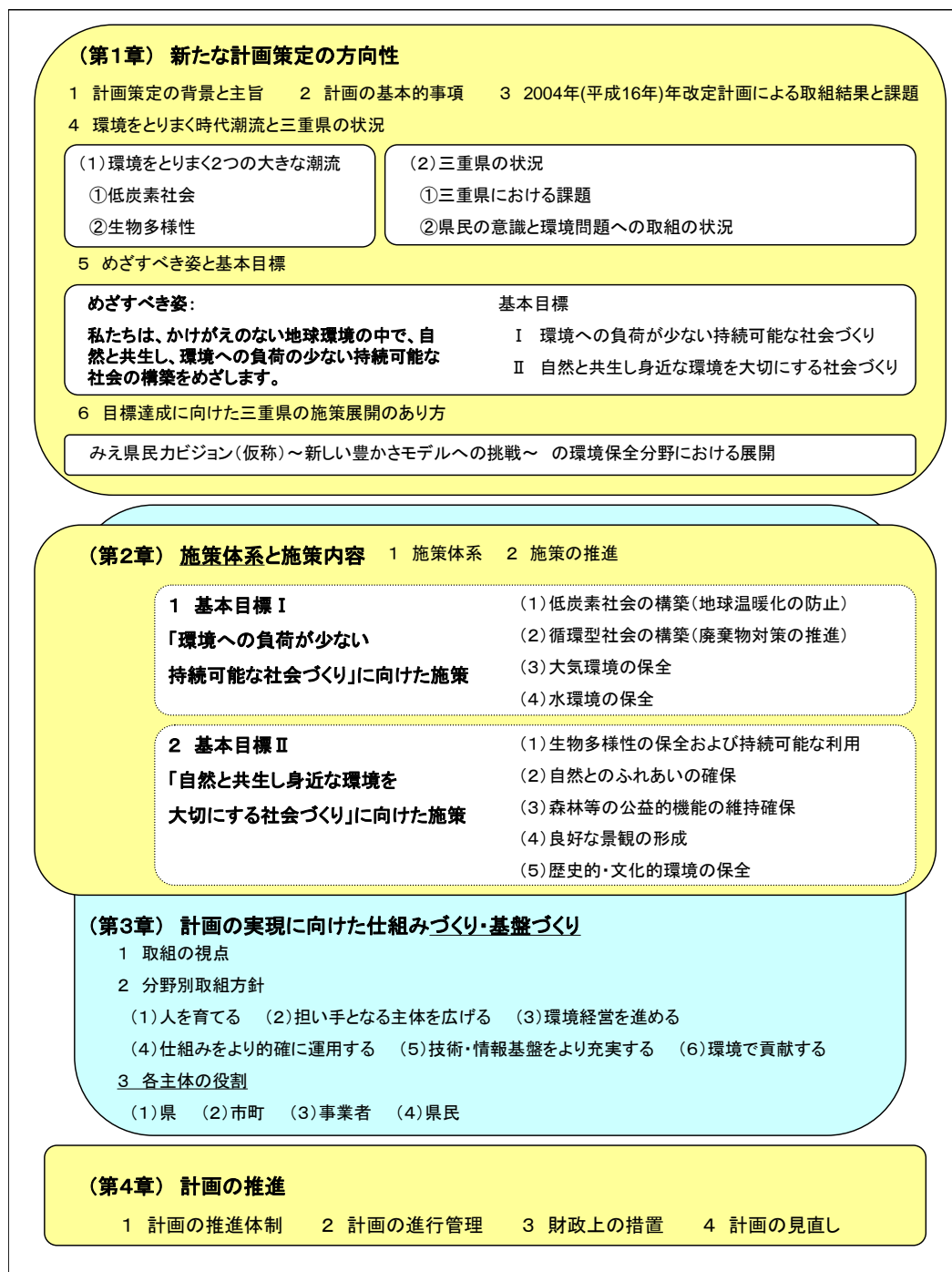
なお、この計画の下に4年程度の中期的な取組内容を整理して進捗管理を行う、推進計画を別途策定することとしており、この推進計画の中で中期的な数値目標もあわせて設定していきます。

(5) 計画の構成

この計画では、本章において、これまでの取組結果、環境をとりまく時代潮流と三重県の状況を整理したうえで、この計画において「めざすべき姿」と「基本目標」を定めます。

第2章「施策体系と施策内容」では、めざすべき姿と基本目標を実現するための取組を施策として体系的に整理し、第3章「計画の実現に向けたしくみづくり・基盤づくり」において、環境学習・環境教育の推進、環境活動の促進、環境経営、しくみの的確な運用などの取組と県、市町、事業者、県民の役割について整理します。

そして、第4章「計画の推進」では、計画の実施に向けた推進体制等を定めます。



3 2004年（平成16年）改定計画による取組結果と課題

2004年（平成16年）年改定計画では4つの基本目標の下に14の施策分野と分野ごとに数値目標を設定して取組を進めてきました。以下では、その取組結果と課題、数値目標の達成状況等について、基本目標ごとに取りまとめています。

（1）基本目標別の取組結果と課題

① 基本目標Ⅰ「環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築」に向けた施策

「環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築」に向けて、県では、これまで廃棄物対策、地球温暖化の防止、大気環境の保全、水環境の保全、化学物質対策の5つの分野に取り組んできました。

これら5つの分野における数値目標のうち、廃棄物対策、大気環境の保全については目標を達成できましたが、地球温暖化の防止、水環境の保全及び化学物質対策については達成できていません。

とりわけ、地球温暖化の防止については、温室効果ガス[※]排出量は基準年度（1990年度（平成2年度））比で+10.5%〔2008年度（平成20年度）〕となっており、目標値（地球温暖化対策の防止については、2008年度（平成20年度）の値で目標値を設定）である+3.3%を大幅に超過していることから、より一層の削減取組が必要となっています。

また、水環境の保全については、河川の水質は改善傾向にありますが、海域における環境基準（COD[※]）の達成率が50%前後と低く、水質の改善が求められています。

さらに近年、大規模事業場において大気、水質、廃棄物等環境法令上の不適切な対応事例が見られたことから、事業者による公害関係法令の遵守徹底をはかる必要があります。

② 基本目標Ⅱ「人と自然が共にある環境の保全」に関する施策

「人と自然が共にある環境の保全」に向けて、県ではこれまで、生物の多様性の確保、自然とのふれあいの確保、森林・農地・沿岸海域の環境の保全に取り組んできました。

これら3つの分野すべてにおいて数値目標を達成することができましたが、「三重県レッドデータブック[※]2005」によると、1995年と比べて、絶滅種及び絶滅危惧種とされた野生動植物種が大幅に増えていることから、生物多様性の保全に向けた取組を早急にすすめていく必要があります。一方でニホンジカ、サルなど増えすぎた野生鳥獣による農作物や森林への被害が増大しています。

また、東日本大震災における地震・津波等の被害が甚大であったことに鑑みて、森林や河川、ため池・海岸等の整備については、自然環境との十分な調和をはかるとともに、防災上の機能をも確保していくことが求められています。

③ 基本目標Ⅲ「やすらぎとるおいのある快適な環境の創造」に関する施策

「やすらぎとるおいのある快適な環境の創造」に向けて、県ではこれまで、身近な自然環境の保全・再生、良好な景観の形成、歴史的・文化的環境の保全に取り組んできました。

これら3つの分野すべてにおいて数値目標を達成することができましたが、まちづくりにおける良好な景観の形成への住民の参画や、棚田の保全活動などの農山漁村計画の維持・創造に向けた地域内外からの支援なども求められています。

④ 基本目標Ⅳ「自主・協働による環境保全活動の促進」に関する施策

「自主・協働による環境保全活動の促進」に向けて、県ではこれまで、環境経営[※]の促進、環境教育の充実による環境保全活動の促進、国際的な環境保全活動への協力・貢献に取り組んできました。

これら3つの分野すべてにおいて数値目標を達成することはできましたが、一部の大規模事業所でISO14001[※]認証取得者でありながら、環境関連の法令に違反した事例もあり、制度の適正な運用が求められる一方で、低炭素社会への対応を進めていくうえでは取組の

担い手を広げていくために三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS[※])等の一層の導入促進が必要となっています。

4 環境問題を取りまく時代潮流と三重県の状況

(1) 環境を取りまく2つの大きな潮流

① 低炭素社会[※] ～温室効果ガスの削減とエネルギー問題への対応～

国際的な専門家をつくる気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が「地球温暖化は疑う余地がない」と判断しているように、地球温暖化問題は待ったなしの状況にあり、温室効果ガス排出量削減による温暖化の防止対策だけでなく、温暖化による気候変動への対応の必要性も指摘されています。

また、東日本大震災の発生によって、わが国においては、当面はエネルギー確保のための対策が必要となっていますが、京都議定書[※]第一約束期間の終了を目前に控え、世界規模での議論における地球温暖化に対する危機感がかつてなく高まっています。

京都議定書を締結したとき、わが国では、2008年(平成20年)から2012年(平成24年)までの温室効果ガスの排出量の平均を1990年(平成2年)比で6%削減することとしていました。次なる温室効果ガスの排出量の削減目標がいかなるものとなるかは今後の議論を待たなければなりません。東日本大震災の影響により、エネルギー確保のため温室効果ガスの排出量の増大が見込まれる中においては、これまでの延長線上の取組だけでは、地球温暖化対策として有効な手段となり得ないことは明らかです。

これまでは、もっぱら環境負荷を減らすという観点からの取組等を行ってきたところですが、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が成立し、今後は再生可能エネルギーの普及が見込まれます。

こうした動きの中で、これからは再生可能エネルギーや省エネルギー(需要管理)などのエネルギー分野を新しい成長分野としてとらえるなど多様な視点からの取組が求められているといえます。

科学技術の進歩や時の流れは速く、地球温暖化対策における世界の動向や国の対策も変化していくことが考えられますが、限りある化石燃料の使用を出来る限り削減していかなければならないことには変わりはありません。

そうした意味からも、われわれの社会や経済の豊かさは、それを支える地球環境の持続可能性に大きく依存していることを理解したうえで、低炭素社会への取組を将来世代の社会や経済の豊かさへとつなげるために現代社会で求めていくべき価値創造であるととらえる発想が求められています。

② 生物多様性 ～生物遺伝資源の保全と次世代への継承～

国の平成22年版環境白書によれば、「生物多様性」とは「一言で言うと深海から高地まで、地球上のさまざまな環境に適応した、たくさんの生き物が暮らしていること」としています。

この生物多様性が維持・保全されていることで、私たちは食料や水等、生きていく上で必要なものを得ることができ、気候の調整や洪水緩和、水の浄化等により生物の生育環境が安定的に保たれています。

このように、私たちの生存になくてはならない生物多様性ですが、国連のミレニアム生態系評価[※][2001年(平成13年)～2005年(平成17年)]によると、過去50年で人間活動によって生物多様性における大規模で不可逆的な変化が発生しており、解決に向かわない場合は、将来世代が受ける利益が大幅に減少すると結論づけています。

また、わが国は世界に例を見ないほど美しい自然環境に恵まれ、数多くの動植物が生息・生育する豊かな国である一方で多くの資源を海外に依存しており、世界の生物多様性にも

大きな影響を及ぼしています。私たちは、このような事実を正しく理解していく必要があります。

そして、2010年(平成22年)10月、今後の世界における生物多様性の方向性を議論する生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が日本で開催されました。わが国が議長国として主導的な役割を發揮したこの会議において、生物遺伝資源へのアクセスと利益配分ルールである「名古屋議定書」が全会一致で採択されたほか、少なくとも陸域の17%、海域の10%をそれぞれ保護地域として保全することなどを含む20項目に及び2011年以降の戦略目標(「愛知目標」)も採択されました。

世界の人々が、生物多様性の保全に向けて大きな一歩を踏み出そうとしている今、私たち地域社会にある者もまた、人類の社会経済活動の多くが生物多様性に大きな負荷を与えていることを深く認識し、生物多様性に配慮した社会経済への転換を率先して進めていくことが求められています。

(2) 環境に関する三重県の状況

① 三重県における課題

三重県の環境政策において、大きな変革点となったのは、四日市公害への取組でした。1960年(昭和35年)頃の四日市地域ではいわゆる「四日市ぜん息」が発生し、大きな社会問題となっていました。三重県では、四日市市や三重県立大学医学部(現:三重大学医学部)などと連携して公害に取り組み、「総量規制*」の県条例による実施など、県や市によるいくつかの全国に先駆けた取組が行われました。その後も、環境影響評価制度(環境アセスメント)を国に先駆けて実施するなど生活環境の保全に努めてきました。

また、近年においても「環境先進県」をめざして、地球温暖化や廃棄物の減量化など、新たに出現した課題に対応していくため、それまでの「公害防止条例」を「生活環境の保全に関する条例」に改め、「産業廃棄物税*条例」を全国に先駆けて施行したほか、「ごみゼロ社会」実現に向けた取組を進めるなど、時代に合った環境政策を実施してきました。

こうした取組の結果、事業活動等に伴う環境負荷の低減については一定の効果が認められていますが、一方では、自動車の排気ガスによる大気汚染や生活排水による水質の汚濁、地域におけるごみの排出や暮らしに伴う温室効果ガスの排出など、私たち一人ひとりの生活に関わる身近なところでの環境負荷が課題となってきています。

このほか、伊勢湾の再生など三重県域だけではなく流域の地域全体で協働しなければ解決が難しい広域的な課題や、沿岸海域の環境保全など施策横断的な課題が発生してきているほか、過去に不法投棄された産業廃棄物による生活環境保全上の支障の存在などの課題も残っています。

自然環境についても、例えば、人の暮らしの変化の中で、身近な自然とのつながりが薄れたことによる里地里山里海の機能の喪失や森林の荒廃、地域の生態系のバランスの崩れなどによる獣害や広葉樹の立ち枯れの発生などが課題となってきています。

② 県民の意識と環境問題への取組の状況

こうした状況の中で、三重県の県民の皆さんの環境に関する意識も高く、三重県が毎年実施している「県民一万人アンケート」においては、県民の皆さんが重要だと考える項目において「きれいな空気」や「川や海の水質」が毎年のように調査項目中の上位となっています。

また、このアンケート(2011年度(平成23年度))における、三重県について「住みやすいと感じている点」の上位項目には、「きれいな空気(第1位:36.9%)」、「自然環境との共生(第2位:26.5%)」があがっています。これらの項目も、例年上位となっていることから、県民の多くは、三重県の豊かな自然環境や美しい生活環境に一定の満足を感じ、これらを大切に考えていることが窺われます。

こうした県民の皆さんの高い意識が、最近では、「ごみゼロ社会づくり」への一歩とな

る「レジ袋の削減運動」の進展や、国や愛知県・岐阜県・名古屋市と連携したさまざまな主体の参画による「伊勢湾再生」の取組における「森・川・海のクリーンアップ大作戦」の広がりなどの成果につながってきています。このように、県だけでなく、市町や県民の皆さん、事業者などのさまざまな主体の参画によって三重県の環境行政は進められてきています。

しかしながら、「県民一万人アンケート」によれば、環境関連の項目の中で「地球温暖化防止」については、県民の皆さんの重要度が高く、満足度が低いという結果となっており、県民の皆さんの低炭素社会に向けた取組の一層の推進を求めていることがわかります。また、県が実施した事業推進のための意識調査において、温室効果ガスの排出抑制やごみ減量に関しては、意識は高いものの、必ずしも環境に配慮した行動に至っていないという現状も見受けられます。

もちろん、こうした課題の解決は、県や市町といった行政による取組だけでできることではありません。三重県の環境行政において、これまでに実践されてきたように、県民の皆さん一人ひとりをはじめ、事業者や NPO^{*}の皆さん、行政などさまざまな主体による有機的な連携を伴った取組が求められています。

5 めざすべき姿と基本目標

1 計画の基本理念

三重県環境基本条例第3条では、環境の保全に関する施策を進める基本理念として、次のとおり規定しています。

(基本理念)

第3条

環境の保全は、県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用その他の環境の保全に関する行動により持続的発展が可能な社会を築き上げることを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組により行われなければならない。

3 環境の保全は、人の活動によって失われつつある生態系の均衡を保持し、および県民生活に欠くことのできないやすらぎとうるおいのある快適な環境を確保することを目的として、すべての者の英知を集めて行われなければならない。

4 地球環境の保全は、我が県の経験と技術を生かして、国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

2 新たな計画のめざすべき姿

基本理念に基づいて、これまでの取組結果とこれからの環境をとりまく潮流変化や県民意識もふまえ、本県のめざすべき姿を、次のとおり規定します。

私たちは、かけがえのない地球環境の中で、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざします。

- ・ 自然の恵みの享受と継承をはかる「自然共生社会」、温室効果ガス[※]の排出削減に取り組む「低炭素社会」、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進をはかる「循環型社会[※]」づくりや、大気、水環境の保全等の取組の相乗的な働きによって実現される持続可能な社会の構築をめざします。
- ・ 県は、こうした「持続可能な社会」づくりを、県民の皆さんと力を合わせて取り組み、成果を生み出すことで、新しいものを創造していく「協創」という考え方によって進めていきます。

3 新たな計画の基本目標

このめざすべき姿を実現するため、次の2項目を基本目標として設定します。

- ・ 基本目標Ⅰ：環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり
- ・ 基本目標Ⅱ：自然と共生し身近な環境を大切に作る社会づくり

基本目標Ⅰ：環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり

基本目標の考え方

地球温暖化に伴う気候変動が、私たちの社会経済活動にさまざまな影響を複合的に起こす可能性が指摘されています。この問題を解決するためには、あらゆる主体が能動的に温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、技術革新や生活様式の変革、社会のイノベーション[※]を進め、私たちの生活における新たな豊かさを実感できるような低炭素社会を構築していく必要があります。

また、持続的に成長、発展する社会であるためには、資源採取、生産、流通、消費、廃棄など社会経済活動の全段階において、エネルギーや資源の適正利用、化学物質の環境中への排出抑制、廃棄物の発生抑制と再使用、再生利用や適正処理を進めるとともに、大気環境、水環境等への負荷が、自然の物質循環を損なうことのないよう努めていく必要があります。

(基本目標の対象とする施策の範囲)

このため、この基本目標における取組の対象範囲を、低炭素社会の構築(地球温暖化の防止)、循環型社会の構築(廃棄物対策の推進)、大気環境の保全、水環境の保全とします。

基本目標Ⅰの内容

環境への負荷[※]がその許容量を超えないよう努めることで、気候変動、大気環境、水循環の安定化がはかれるとともに、廃棄物の排出ができる限り抑えられることで、私たちの生活の豊かさが実感できる社会となることをめざします。

基本目標Ⅱ：自然と共生し身近な環境を大切に作る社会づくり

基本目標の考え方

わが国における戦後の急激な開発、中山間地域における人口減少と自然資源の利用の変化、そして経済・社会のグローバル化等を背景として、生物多様性における3つの危機（①人間活動や開発による危機②里地里山^{*}等における人間活動の縮小による危機③人間によりもちこまれたものによる危機）が依然として進行しています。生物多様性の保全をはかることは、とりもなおさず私たちのいのちとくらしを支える基盤を守ることです。自然環境豊かな三重県は、こうした基盤に支えられ、豊富な農林水産資源を享受するだけでなく、水源涵養^{*}やCO₂吸収の恩恵を受け、自然災害からも守られているのです。

私たちは、こうした自然のもたらす恵沢を将来にわたって継承していくためにも、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて取り組んでいく必要があります。

また、私たちの暮らしの周りには、身近な緑をはじめ、歴史・文化的な街並み等、日常生活にやすらぎとおいを与えてくれる、付加価値の高い風景や空間があります。このような良好な景観は、豊かな心や感性を育み、人と地域の絆をより深め、地域の力の源となります。

こうした身近な自然環境とのふれあいや歴史・文化的な景観等、良好な景観の保全や再生、創造、そして次世代への継承に取り組んでいくことは、身近な生活環境保全のための大切な取組となります。

（基本目標の対象とする施策の範囲）

このため、この基本目標における取組の対象範囲を、生物多様性の保全および持続可能な利用、自然とのふれあいの確保、森林等の公益的機能の維持確保、良好な景観の形成、歴史的・文化的環境の保全とします。

基本目標Ⅱの内容

自然生態系の中で多様な生物が互いに影響し合い、バランスを維持し続けることで自然環境が健全に保たれ、飲料水や食糧供給等さまざまな恵みを私たちにもたらし、また将来にわたり利用可能となるとともに、私たちのくらしに身近な生活空間では、日々感じるおいと快適さを実感できる風景が十分に備わっている社会となることをめざします。

6 目標達成に向けた三重県の施策展開のあり方

(1) 三重県の政策展開 「みえ県民カビジョン（仮称）～新しい豊かさモデルへの挑戦～」の考え方

三重県では、新しい三重づくりを、安全・安心を脅かすものに備え、今ある力の発揮と新しい力の開拓によって可能となるものと位置づけ、県民力による「協創」で行っていくこととしています。

三重県には、全国に先駆けて、県民がそれぞれの役割分担のもとに協働し、「公」を担ってきた実績があります。「協創」とは、その積み重ねを生かし、さらに深化させ、県民それぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することによって、協働による成果を生み出すことです。

「みえ県民カビジョン（仮称）」では、自ら力を発揮する機会を見い出し、主体的に社会づくりに関わる（アクティブ・シチズンとして活動する）ことによって得られるものを「新しい豊かさモデル」として示し、みんなが力を合わせ、県民力を結集して「幸福実感日本一」の三重をめざしていくこととしています。

ここでは、「幸福」は、自分の夢や希望を持ち、その実現に向けて行動し、自らの生き方にか値を見い出し、身近な人や社会とのつながりの中で、自分の存在が認められることで実感できるものとしています。

(2) 県政運営の基本姿勢

① 県民と協創するために

県民の皆さんを、新しい三重づくりの主体としてとらえ、一人ひとりが社会の支え手として参画し、活動できるよう、自立し行動する県民となるための支援（県民力養成支援）、社会での活動が広がっていくための絆づくりの支援（県民力拡大支援）、県民の皆さんが主体として活躍するための場の拡大（県民力発揮支援）の三つの支援を行います。

② 県民に成果を届けるために

県民の皆さんのニーズに的確かつ迅速に応えた上で、その成果を実感してもらえよう現場重視での事業の実施、市町との連携の強化、県域を越える広域行政への取組を進めていきます。

③ 県民の信頼をより高めるために

県民からの信頼を高め、自立して行動する県民の皆さんの主体的な活動を支えるため、職員自らが発信し、行動できるよう職員力の向上に向けた人づくり、将来世代に負担を先送りしないよう持続可能な財政運営に取り組むとともに、県政運営の仕組みの不断の改善を行っていきます。

(3) 県の環境保全施策の進め方

三重県では、環境保全分野においても、「協創」により取組を進めていくため、県民の皆さんが、自立し行動する主体（アクティブ・シチズン[※]）として、自ら力を発揮する機会を見い出し、主体的に社会づくりに参画していただけることを期待しています。

このため、環境基本計画を推進するにあたって、「みえ県民カビジョン（仮称）」の基本理念を踏まえ、県民の皆さんが環境保全の取組を実践される中で、自ら力を発揮する機会を見い出し、「幸福」を実感できるよう、必要な環境整備を実施していきます。

第2章 施策体系と施策内容

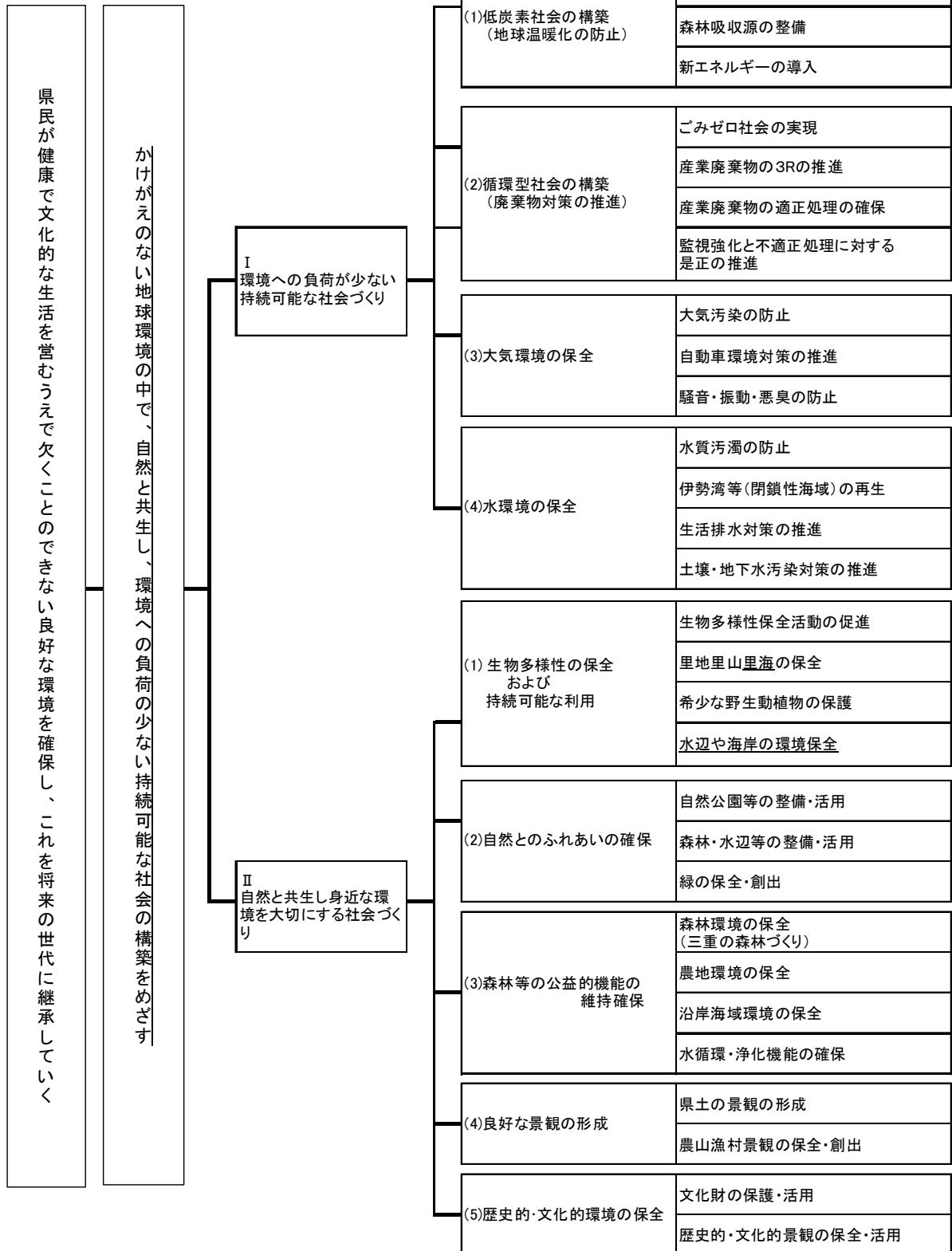
1 施策体系

(基本理念)(めざすべき姿)

(基本目標)

(施策)

(主要な取組)



2 施策の推進

1 基本目標Ⅰ「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」に向けた施策

(1) 低炭素社会の構築（地球温暖化の防止）

施策の目標	すべての県民や事業者等が参加と協働のもと、技術革新やライフスタイルの変化等により温室効果ガス*の排出量を削減するさまざまな取組を進めています。 また、二酸化炭素の吸収源である三重の森林整備や太陽光等の新エネルギー*の利用が着実に進み、これらと相まって、低炭素社会の構築に向けた取組が進展しています。
-------	--

主な課題

- ・ 2008 年度(平成 20 年度)における三重地域の温室効果ガスの総排出量は、基準年度 [1990 年度(平成 2 年度)]に比べ、産業部門の活発な事業活動等を受け、10.5%と大幅に増加しています。
- ・ 運輸部門での温室効果ガス排出量は産業部門に次いで高くなっており、うち自家用車を含む自動車の使用に伴うものが約9割を占めていることから、事業活動における取組だけでなく、県民の日常生活における取組も求められています。
- ・ 県民アンケートでは、地球温暖化防止に対する意識が高い状況にあるものの、家庭部門からの排出量は増加傾向にあり、県民の自主的な行動の促進が求められています。
- ・ グリーン・イノベーション*等新たな技術導入による排出量削減を進める必要があります。
- ・ 三重県における森林の算定吸収量は目標レベルに達していません。
- ・ CO₂ 排出量の削減に有効な新エネルギーについては、コスト面の課題などから、その導入について限定的なものとなっています。

主要な取組

(温室効果ガスの排出削減)

- ・ 三重県全体の二酸化炭素排出量の約7割を占めている産業部門、民生業務部門での排出量削減を促進します。
- ・ 家庭における二酸化炭素排出量削減の取組を「見える化」するなど、県民一人ひとりの行動を促すしくみづくりを行います。
- ・ 運輸部門からの二酸化炭素排出削減を推進するため、エコドライブの普及やエコカーの導入を促進します。
- ・ 県内事業者による環境・エネルギー関連分野の研究開発や新事業展開等を促進することにより、県内産業の成長と低炭素社会構築への貢献の両立をはかります。

(森林吸収源の整備)

- ・ 国や県などの行政による事業の実施のほか、企業や NPO などのさまざまな主体による積極的な森林整備を促します。
- ・ 木材の CO₂ 固定量を「見える化」するしくみの構築などにより、森林の温暖化防止効果の理解を深めます。

(新エネルギーの導入)

- ・ 公共施設への新エネルギーの導入を推進するとともに、新エネルギーの利用が積極的にはかれるよう、情報提供や普及啓発を進めます。
- ・ 木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの活用を促進します。

関連する計画等

- 三重県地球温暖化対策実行計画（平成 23 年度策定予定）
- 三重県新エネルギービジョン（平成 23 年度策定予定）

(2) 循環型社会の構築（廃棄物対策の推進）

施策の目標	<p>私たちの生活や事業活動において、廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用が多様な主体の連携と役割分担のもとで自主的に展開されるとともに一般廃棄物が地域の資源として循環利用されるしくみが形成されるなど、循環型社会の構築に向けた取組がより充実しています。また、「もったいない」等の考え方を価値とする文化が再生され、それぞれの地域に根ざした活動が活発化しています。</p> <p>産業廃棄物についても、再生利用等と適正処理がなされています。また、過去の不適正処理事案が解消され、多様な主体との連携のもと不適正処理の未然防止がはかられています。</p>
-------	--

主な課題

- ・ 1人1日当たりごみ排出量等は減少傾向にありますが、重量比で一般廃棄物の約3割を占める生ごみの減量化が課題となっています。
- ・ ごみの問題に関する県民の意識は高まってきていますが、必ずしも一人ひとりの行動や生活様式の転換までには至っていません。
- ・ 市町のごみ処理について、より効率的なシステムの構築が求められています。
- ・ 東海・東南海・南海地震など、今後発生が予想される大災害による災害廃棄物への対応が求められています。
- ・ 産業廃棄物の3R^{*}については、排出事業者等に対して指導・啓発を行ってききましたが、再生利用率が全国平均に比べて低い状況にあります。
- ・ 産業廃棄物の適正処理を一層進めるため、処理体制の整備や排出事業者責任の徹底が求められています。
- ・ 不法投棄事案の件数は減少傾向にあるものの、行為者不明な事案が増加し、手口も巧妙化しています。
- ・ 過去の不適正処理事案による生活環境保全上の支障の除去が求められています。

主要な取組

（ごみゼロ社会の実現）

- ・ 市町、NPO、事業者などとの協働により生ごみの減量化、資源化などの取組を進めます。
- ・ 家庭や学校などの身近な生活場面を活用した普及啓発活動や環境学習・環境教育^{*}の実施により、環境に配慮した生活様式や事業活動の定着をめざします。
- ・ 適正かつ効率的なごみ処理システム構築に向けて、市町ごみ処理カルテの導入など市町が行う3R推進への支援などを行います。RDF^{*}焼却・発電事業については、安全・安定運転を行うとともに、市町による一般廃棄物が適正に処理されるよう必要な技術的支援や調整を行っていきます。
- ・ 市町や廃棄物関係団体との訓練や定期的な会議を通して協力関係の強化をはかり、災害時の廃棄物処理体制の充実を促進していきます。

（産業廃棄物の3Rの推進）

- ・ 産業廃棄物の多量排出事業者における排出抑制等の計画策定と実践を求めるとともに、バイオマスの利活用やりサイクル認定制度の適正運用を進めます。

（産業廃棄物の適正処理の確保）

- ・ 最終処分場の容量確保や優良処理業者の活用等によって処理体制を整備するとともに、電子マニフェスト^{*}の普及促進などにより排出事業者責任の徹底を進めます。

（監視強化と不適正処理に対する是正の推進）

- ・ 法令を遵守し排出事業者責任の徹底がはかれるよう、排出事業者に対する監視・指導

を強化します。

- ・ 不適正処理事案については、原因者に対して是正措置の履行指導を行うとともに、原因者による措置が困難な場合等には生活環境保全上の支障*等の程度や状況に応じ、行政代執行による是正を進め、地域住民の安全・安心の確保をはかります。

関連する計画等

- 三重県廃棄物処理計画（平成 23 年 3 月）
- ごみゼロ社会実現プラン（平成 23 年 3 月）

(3) 大気環境の保全

施策の目標	工場や事業場からの大気汚染物質の排出が適正に管理され、県内の自動車は環境への負荷が少ない車両となり、交通流対策等とあわせて、大気に関する環境基準*が達成・維持され、県民が、より良い大気環境のもと健康な生活を営んでいます。 また悪臭や騒音・振動においても、各種の法規制の運用により、健全でくらしやすい快適な環境が整っています。
-------	---

主な課題

- ・ 大規模事業場等による大気汚染防止法等に基づく無届出や基準超過、自主測定回数不足等の問題が明らかになっており、事業者にコンプライアンス*の徹底をはかることが求められています。
- ・ 新たに環境基準に追加された微小粒子状物質について、観測体制の整備が求められています。
- ・ 自動車排出ガス測定局*で環境基準が一部達成されていません。自動車 NOx・PM 法対策地域、特に環境基準が達成されていない一部道路を中心に対策を進めることが求められています。
- ・ 騒音・振動・悪臭の苦情は、年ごとに変動はありますが、継続して発生しています。

主要な取組

(大気汚染の防止)

- ・ 工場や事業場に対する立入検査を充実し、事業者コンプライアンス*の徹底をはかるとともに、「大気汚染防止法」、「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく規制や指導を行います。
- ・ 微小粒子状物質などの新たに環境基準*が設定された物質について、地域の状況に応じて県民の安心・安全が確保されるよう常時監視体制の充実をはかります。

(自動車環境対策の推進)

- ・ 自動車 NOx・PM 法*に基づき「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定し、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の削減に向けた取組を進めます。

(騒音・振動・悪臭の防止)

- ・ 「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」および「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき、市町との協働により、工場、事業場や建設作業に対する規制、指導を行うとともに、日常生活に伴う近隣騒音については、住民、事業者への啓発活動を進めます。また、住居地域での静穏な環境を保全するため、「都市計画法」に基づく適正な土地利用の誘導や必要に応じた緩衝緑地の設置等を進めます。

関連する計画等

- 三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（平成 24 年度策定予定）

(4) 水環境の保全

施策の目標	工場や事業場からの水質汚濁物質の排出が適正に管理されるとともに、生活排水処理施設*の整備が進むことにより、河川、海域における環境基準が達成・維持され、きれいと感じることができるよう水質が維持されています。 また、多様な主体が連携・協働して、伊勢湾再生のために持続可能な取組が展開され、人と地域、人と自然の絆が維持、再生されています。
-------	---

主な課題

- ・ 工場排水の測定データを改ざんするなど悪質な事例が発生したことをふまえ、工場・事業場の立入検査等により事業者のコンプライアンスの徹底が求められています。
- ・ 伊勢湾等の閉鎖性海域における環境基準達成率は、低い状態で推移しています。また、砂浜海岸等に漂着する海岸漂着ごみが、生態系や、人と自然のふれあいの障害となっています。
- ・ 生活排水処理施設の整備率は2010年度末(平成22年度末)で78.0%と着実に進展しているものの、全国平均(2010年度末(平成22年度末)86.9%)を大きく下回っています。
- ・ 「土壤汚染対策法」の改正による土壤汚染対策に関する法整備の拡充に伴い、その対応が必要となっています。

主要な取組

(水質汚濁の防止)

- ・ 公共用水域および地下水の常時監視を行うとともに、工場・事業場の計画的な監視指導により排水基準等の法令遵守を徹底し、水環境の保全に取り組みます。また、順次、公共用水域における環境基準の類型指定*や見直しを行います。

(伊勢湾等(閉鎖性海域)の再生)

- ・ 水質総量規制に基づく工場・事業場の排水規制や生活排水処理施設の整備などにより、閉鎖性海域の水質改善を進めるとともに、藻場や干潟等の造成、再生により生態系*の保全、回復をはかり、海の自然浄化能力を再生します。
- ・ 大学等と連携した調査研究や、伊勢湾流域圏での統一行動である「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の実施など、多様な主体との広域的な連携・協働による伊勢湾再生を進めます。
- ・ 海岸漂着物対策については、関係者の適切な役割分担のもと、円滑な回収・処理、効果的な発生抑制に取り組みます。

(生活排水対策の推進)

- ・ 「生活排水処理アクションプログラム」の見直しを行い、効率的・効果的な下水道、集落排水、浄化槽などの生活排水処理施設の整備を進めます。

(土壌・地下水汚染対策の推進)

- ・ 改正「土壤汚染対策法」に基づく調査や汚染の拡散防止などの適切な措置を行うことにより、周辺住民の健康と生活環境の保全をはかります。また、土壌汚染対策の有効性を確保するための土壌中の重金属等の情報集積や、農地における適切な施肥や農薬の使用などの啓発を進めます。

関連する計画等

- 伊勢湾再生行動計画(伊勢湾再生推進会議により平成19年3月策定)

- 三重県海岸漂着物対策推進計画（平成 23 年度策定予定）
- 三重県生活排水処理施設整備計画（平成 18 年 3 月策定）
- COD、窒素含有量及びびりん含有量に係る総量削減計画（第 7 次）
（平成 23 年度策定予定）

2 基本目標Ⅱ「自然と共生し身近な環境を大切に作る社会づくり」に向けた施策

(1) 生物多様性の保全および持続可能な利用

施策の目標	あらゆる主体が生物多様性に配慮し、その事業活動や日常活動の中で環境への負荷をできるかぎり減らしていくとともに、さらに積極的に良好な自然環境の回復に努めています。これにより生物多様性の保全とその持続的な利用が可能な状態になり、自然との共生が保たれている社会になっています。
-------	---

主な課題

- ・ 三重県の自然や生態系の特性に応じた生物多様性保全への継続的な取組が求められています。また、増えすぎた特定の動物種による獣害の発生が問題となっています。
- ・ かつて自然の宝庫であった里地里山や里海が過疎化、高齢化や生活様式の変化等により人が関わりを持たなくなってきていることから、その機能の喪失が懸念されています。
- ・ 絶滅のおそれがある野生動植物種について、より正確な実態把握と希少種の保護が求められています。
- ・ 身近な水辺環境において、新たな施設整備を行う際は、防災上の観点を踏まえたうえで生物多様性の保全に配慮した取組が求められています。

主要な取組

(生物多様性保全活動の促進)

- ・ 自然の風景地や天然林、動植物の生息地等を次世代に継承するため、自然公園※区域や三重県自然環境保全地域制度を活用して適正な保全を進めるとともに、希少生物や野生動植物について、専門家と県民、NPO※等の連携・協働による調査や保全活動を促進します。また、農林水産物に被害を与える鳥獣については、地域の関係者との連携のもとで、適正な個体数の調整と被害対策をはかります。

(里地里山里海の保全)

- ・ 里地里山保全活動計画認定制度等の普及促進や環境保全活動団体のネットワーク化を進め、さまざまな主体の自主・協働による自然環境保全活動を促進します。また、豊かな海の恵みを取り戻すために、県民が主体となった里海の保全のための取組を促進します。

(希少な野生動植物の保護)

- ・ 継続的なモニタリングに基づき、特に保護の必要がある野生動植物については、天然記念物※または県指定希少野生動植物種として指定し、種の保護と生息環境の保全を進めます。

(水辺や沿岸の環境保全)

- ・ 多様な水辺環境を保全するため、防災機能との調和をはかりながら河川・湖沼・湿地・海岸等について、周辺の生態系や自然環境に配慮した施設整備を行います。また、沿岸域における藻場※・干潟※の保全・再生を行い、海浜生物や海生生物の生息地等の保全を進めます。

関連する計画等

- みえ生物多様性地域戦略（平成 23 年度策定予定）

(2) 自然とのふれあいの確保

施策の目標	自然とのふれあいによって県民が、自然を身近に知り学ぶことができ、自然のしくみや大切さを理解しています。 ふれあいの場の整備等に際しては、その自然特性が損なわれないよう、動植物の生息・生育環境や自然景観の保全への配慮がなされ、またその活動自体も、動植物の生息・生育に適正な配慮のもと、自然環境への負荷が少なく、持続的に利用ができる状態になっています。
-------	---

主な課題

- ・ 人々が自然に親しむための施設として、公園利用施設や自然遊歩道等の施設整備や維持管理を行っていますが、災害により被災し復旧を必要とするものがあります。
- ・ 多くの来訪者が地域の豊かな自然に親しめる機会の確保が求められています。また、こうした機会の確保の一環としてのエコ・ツーリズム[※]やグリーン・ツーリズム[※]の普及のための環境整備が求められています。
- ・ 「緑の基本計画」策定などによる地域の緑化推進や、都市環境の向上、良好な景観形成、生物多様性の保全など多面的な視点での「緑の保全・創出」が望まれています。

主要な取組

(自然公園等の整備・活用)

- ・ 国立公園、国定公園、県立自然公園において豊かな自然とのふれあいをはかるため、公園利用施設や自然遊歩道等の施設整備、安全確保のための維持管理を行うとともに、自然公園区域の良好な自然を維持するため、自然公園の保護管理および利用の適正化を進めます。

(森林・水辺等の整備・活用)

- ・ 森林や水辺空間の保全、地域住民が自然とふれあう場の確保に努めるとともに、森林の案内人や野外活動の指導者の養成など自然とのふれあいをはかるための体制整備を進めます。また、自然・歴史・文化等地域固有の資源を生かして観光を楽しむエコ・ツーリズム[※]や都市住民が農山漁村で余暇をすごすグリーン・ツーリズム[※]を促進するため、市町や地域住民との連携のもと、その基盤となる施設の整備や情報発信などの環境整備を進めます。

(緑の保全・創出)

- ・ 市町による「緑の基本計画」の策定や、さまざまな主体による地域の緑化推進に向けた自主的な活動を促進します。また、都市公園については、地域の豊かな自然や観光資源などを生かしつつ、多面的な視点での整備等に努めます。

関連する計画等

- 三重県自然環境保全基本方針（平成 16 年 3 月変更）
- 三重県観光振興基本計画〔仮称〕（平成 23 年度策定予定）

(3) 森林等の公益的機能の維持確保

施策の目標	森林の役割や木を使うことの意義が社会全体で認識され、県民、事業者、森林所有者等および国、県、市町が、それぞれの役割に応じて互いに協働しながら森林の保全を進め、このことにより、水源涵養※や土砂流出防止、CO ₂ 吸収源としての作用など森林の持つ公益的な機能を発揮しています。 また、農地や中山間地、漁場等においても、それらの維持・保全活動等が行われ水源涵養、洪水調節、親水・景観保全等の機能が維持されています。
-------	--

主な課題

- ・ 地域森林計画に基づき、県内の森林を「環境林※」と「生産林」に区分して整備を進めていますが、環境林整備のために必要となる森林境界の明確化や森林所有者の理解が進んでいません。また、生産林においては、木材価格の低迷等による林業採算性の悪化により、伐採後に植栽されない森林や、間伐等の手入れが行われない森林が増加し、森林の荒廃や公益的機能の低下が懸念されています。このような状況の中で、森林を社会全体で支えるしくみづくりが課題となっています。
- ・ 農地の保全について、中山間地域における農業者の高齢化による担い手不足等が懸念されています。
- ・ 海の自然浄化能力を回復するため、干潟・藻場の再生や造成した干潟・藻場の維持管理が求められています。
- ・ 森林や農地の保全が不十分なことによる、水循環・浄化機能の低下が懸念されています。

主要な取組

(森林環境の保全（三重の森林づくり）)

- ・ 環境林については、森林境界の確定や森林所有者の理解の醸成に努めながら針広混交林への誘導などを進めるとともに、「企業の森」等、さまざまな主体による森林づくりを促進し、社会全体での森林づくりを進めていきます。また、生産林については、森林の適切な管理が行われるよう、森林の団地化、施業の集約化などを進め、林業生産活動を通じた森林の再生をはかります。

(農地環境の保全)

- ・ 高齢化等に対応した中山間地域直接支払制度を活用し、制度に取り組む集落の拡大による農地の保全をめざします。また、農薬や化学肥料等の節減等により、環境への負荷の少ない環境保全型農業、環境に配慮したほ場や用排水路の整備を促進します。

(沿岸海域環境の保全)

- ・ 沿岸海域における野生動植物の生息の場の確保や水質浄化等の公益的機能を維持・回復するため、藻場や干潟の保全と復元と保全に取り組みます。また、良好な砂浜・礫浜海岸について、侵食による影響に対する対策等を進めます。

(水循環・浄化機能の確保)

- ・ 健全な水循環を確保するため、上流域では森林の適正な維持管理、中下流域では生活排水対策等の推進、農地の適正な管理等の諸施策を総合的に実施するとともに、住民や企業による植栽活動等さまざまな主体の参加と協働のもとで、水循環・浄化機能の確保に向けた取組を進めます。

関連する計画等

- 三重の森林づくり基本計画（平成 18 年 3 月策定）
- 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画（仮称）
（平成 23 年度策定予定）
- 三重県水産業・漁村振興指針（仮称）（平成 23 年度策定予定）

(4) 良好な景観の形成

施策の目標	私たち県民共通の貴重な資産として、将来にわたって景観保全に取り組み、美しい県土にふさわしい景観をできる限り損なうことなく次世代に引き継ぐことによって、地域に活力を生み出し、訪れる人の心を癒し、三重の地に暮らすことが誇りとなる「こころのふるさと三重」が実現しています。
-------	---

主な課題

- ・ 良好な景観づくりを進めるため、地域のルールをつくり、県民一人ひとりが日常生活の中で守るべきマナーの向上に努めるとともに、違反屋外広告物等の良好な景観を阻害する原因の除去や修景等が求められています。また、公共事業や公共施設整備においては、地域の景観特性に配慮した良好な景観づくりを先導していくことが求められます。
- ・ 農山村地域等における高齢化の進行によって、地域の合意形成や共同活動等の集落機能が弱まり、景観保全力が低下しています。

主要な取組

(県土の景観の形成)

- ・ 県民等や市町による主体的な景観づくりを進めるため、景観づくりに関する情報提供や知識普及、専門家の派遣、検討の場への参画等を行うとともに、「三重県景観計画」に基づく届出制度の運用等を通じて良好な景観づくりを推進します。また、公共事業や公共施設の整備については、良好な景観づくりを先導していくため「公共事業等の整備に関する景観形成ガイドライン」に基づく整備を進めます。

(農山漁村景観の保全・創出)

- ・ 農山漁村の景観保全には集落機能の維持が必要なことから、農地・水・環境保全向上対策等、さまざまな主体の参画による景観保全活動等を支援することで、地域を支える担い手を育成します。

関連する計画等

- 三重県景観計画（平成 19 年 12 月策定）

(5) 歴史的・文化的環境の保全

施策の目標	豊かな自然や多様な歴史が育んだ文化資源の保護・活用により地域が活性化し、各地域でそれぞれ個性ある多様な文化が生まれ、その文化を反映した地域の景観が保全されることにより人びとが癒され「しあわせ」が実感できる地域社会が実現しています。
-------	---

主な課題

- ・ 三重県には優れた文化財が多くありますが、経年変化による損傷や過疎化、少子高齢化等による文化財保護の担い手の減少等が課題となっています。また、大規模遺跡においては、史跡の有効活用をはかるために、土地の公有地化の推進と史跡を活用したまちづくり等の取組が求められています。
- ・ 三重の自然や歴史・文化に関する資料を公開、閲覧、展示し、効果的な情報発信や学習などに十分活用することができる環境整備が求められます。
- ・ 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」が文化的景観として評価されていますが、これらの文化的景観の意義についての一層の理解の醸成と、文化的景観の活用が求められています。

主要な取組

(文化財等の保存・活用)

- ・ 国・県指定文化財*および国登録有形文化財の保存・活用を、市町、保存団体および所有者等と協働して行うとともに、文化財を活用した地域の自主的な活動を支援し、文化財を活かしたまちづくりにつなげます。
- ・ 新県立博物館を整備[2014年(平成26年)開館予定]し、市町等との役割分担のもとで、県内の自然と歴史・文化の資産を積極的に保全するとともに、その活用をはかります。

(歴史的・文化的景観の保全・活用)

- ・ 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や、亀山市関宿の伝統的建造物群等の歴史的・文化的な景観について、次世代に継承されるよう、関係する県や市町等と協働して、その保存と活用に努めます。

第3章 計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり

1 取組の視点

良好な環境を将来の世代へ継承していくためには、県民一人ひとりや企業などのあらゆる主体が、その活動によって生じる環境への負荷を出来る限り小さくすることができるような社会の仕組みが整うことが求められています。

そのためには、県民一人ひとりが、自立し、行動する県民（アクティブ・シチズン）として、環境保全の大切さを理解して行動に結び付けていくことや、そうした行動を支える体制が整うこと、また、企業等の事業者についても、「環境」を重要な経営理念の一つとして制度的な仕組みにより担保していくことが求められます。さらには、企業間の競争において「環境」がビジネスチャンスとなりうるような風土の醸成が求められています。

このような視点に立って、行政だけでなく、個人や企業などのあらゆる主体によって「環境」の価値が認識、重視されて、さまざまな主体による環境保全のための個々の自律的な行動や取組が有機的に連携しうるような社会の実現をめざした取組を進めます。

そして、県民一人ひとりなどのさまざまな主体による協働の成果として、私たちのまわりの自然環境や生活環境を誇れるものとし、そうした素晴らしい環境の実現に向けた「協創」に、自ら取り組んで行くことによって、幸福を実感できるような仕組みづくり・基盤づくりに取り組みます。

2 分野別取組方針

(1) ひとを育てる ～環境学習・環境教育*の推進～

環境問題は、誰かが解決してくれるものではなく、私たち自身が、家庭や地域、職場等あらゆる場所で解決に向けて取り組んでいくべき課題です。

一人ひとりが、この課題を自らの問題としてとらえ、自ら行動するよう促していくためには、私たちが豊かな環境に支えられ、その恵みで生活していることを認識し、私たちの活動に起因する環境負荷が、地域やあるいは地球規模の環境に大きな影響を与えることを理解していなくてはなりません。

三重県には豊かな自然を学ぶフィールドが随所にあり、私たちは日常の中でそれらにふれ、自然や環境の大切さを無理なく学べる環境にあります。こうした恵まれた環境を活用しながら、一人ひとりが「環境」の価値と重要性を見出し、すべての県民の皆さんが環境における協創に積極的に取り組んでいただけるよう、環境学習や環境教育を推進していきます。

(取組目標)

子どもから大人に至るまで、環境学習に必要な機会や情報が提供され、いつでもどこでも環境教育に参加できるようになることで、環境に関心をもつようになり、人と環境の関わりについて正しい理解や認識をもち、日常の生活行動も含めて自ら主体的に環境保全活動が行えるようになっていきます。

主要な取組

(学校教育における環境学習・環境教育*)

- 各学校において、環境教育に関する全体計画を作成し、地域や学校の実態・特性を十分に生かした横断的、総合的な環境教育を実施します。

- ・ さまざまな主体が行う環境保全・創造活動等への子どもたちの参加を進め、環境問題について考える機会の充実をはかると同時に、こうした活動の活性化を促進し、社会全体の気運醸成に貢献していきます。
- ・ 四日市公害を経験した本県の経緯を子どもたちに適切に伝えるなど、独自性を生かした環境教育を行います。

(地域や社会における環境学習・環境教育)

- ・ 自然観察等の体験学習を充実するとともに、県民の自主的な環境保全活動を支援するなど、自然とのふれあいや実践活動を通じた取組を促進します。また、森林や木の文化を次世代に継承するため森林環境教育を進めます。
- ・ 市町、民間団体等の関係機関との連携のもと、子どもたちに気づきの機会を提供し、子どもたちが自ら考えた取組が家庭や地域へ広がっていくような体験型、参加型の企画を実施します。

(環境学習・環境教育の拠点施設の活用)

- ・ 県民に開かれた環境学習および情報発信の拠点である「三重県環境学習情報センター」の運営において、指定管理者制度を活用し、各種講座等の充実をはかります。
- ・ 自然公園^{*}等の利用者の自然に対する理解を深めるため、「三重県民の森」や「上野森林公園」において自然観察会等を通して環境学習の充実をはかります。
- ・ 新県立博物館においては、環境面からもその役割が発揮されるよう、環境学習の場となって、地域の自然と歴史・文化を保全する人材育成支援などを行います。

関連する計画等

- 三重県環境保全活動・環境教育基本方針^{*}(平成17年6月改定)
- 三重県教育ビジョン(平成22年12月策定)

(2) 担い手となる主体を広げる ～環境活動の促進～

環境保全のためには、一人ひとりがその意識を持って、行動に移していくことが大切ですが、個人だけでは、情報の収集が難しく、また、活動の範囲も限られてしまいます。

地域の自治組織やNPO等のつながりを通じたグループ活動によって、より大きな効果を得られるとともに、こうしたグループ活動は環境保全の担い手の裾野が大きく広がるきっかけにもなります。

また、さまざまな立場や状況にある多くの主体が連携して環境保全活動に取り組むことによって、社会全体にとってより大きな効果が生まれることが期待されます。

さらに、こうした多くの主体の連携による取組は、薄れがちになりつつある地域における絆や人間関係をより豊かにすることへとつながり、こうしたネットワークが一つの社会関係資本(ソーシャル・キャピタル)として、地域づくりの大きな柱となります。

こうした観点から、環境活動を支えるさまざまな主体が「環境」の分野において、活躍の場を見出し、協創の主体となることができるよう、その活動を支援していくとともに、それらの連携を促進していきます。

(取組目標)

企業やNPO^{*}、地域の自治会等あらゆる主体が、さまざまな環境保全活動を展開しています。

また新たに活動を始めようとする主体に、団体間の交流を通じて、活動手法や活動の継続に必要な情報等が提供され、環境保全活動を始める主体が広がっています。

さらに、このような多様な環境保全の取組が、多くの参加者を得ることにより、それぞれの地域で人と人、人と地域の絆が再生され、地域づくりにつながっています。

主要な取組

(指導者の育成)

- ・ 三重県環境学習情報センターにおいて、地域で環境活動を展開する指導者の養成講座を開催し、環境についてさまざまな視点で考え、行動ができる人材を育成します。

(環境保全活動の支援)

- ・ 県民が自主的に参画する県民参加の森林づくりを進めるため、森林作業等のボランティア活動の希望者に対する作業研修等の実施や、里地里山[※]の保全活動を行うNPO等の取組を支援します。
- ・ 河川・海岸・道路等の環境美化については、さまざまな主体による取組が広がるよう促進・支援することが必要です。このため、河川・海岸・道路等の美化活動を行うボランティア団体等に作業用物品を提供するなどの支援を今後も行います。

(各主体の連携による環境保全活動の促進)

- ・ 環境保全活動に積極的に取り組む方々を表彰するとともに、その活動がさらに広がり、新たな実践者が生まれるよう普及・啓発に努めます。

関連する計画等

- 三重県環境保全活動・環境教育基本方針[※]（平成17年6月改定）

(3) 環境経営[※]を進める

これまで経済と対立する概念に位置づけられていた環境でしたが、温室効果ガス[※]の排出削減が国際的な課題となっている中で、社会全体がこの目標達成に向けて動き出すことで、大いなる需要が生まれ、環境施策への対応が、わが国の成長の原動力になることが期待されています。

また、東日本大震災やこれに続く原子力発電所の事故の発生によって、省エネルギーの観点からも、ますますこうした流れが加速されてくるものと考えられます。

こうしたことから、これまで行ってきた企業に対する環境経営の導入促進に引き続き取り組んでいくとともに、本県でも低炭素社会[※]に向けた取組を産業振興など新たな経済成長に生かしていくことが求められています。

(取組目標)

企業における環境経営の導入が一層進むことで、環境負荷低減と生産性向上を両立させている企業が増え、企業競争力を強化しています。

また、社会全体が低炭素社会への対応を進めることで、環境・エネルギー関連分野における市場が創出され、拡大し、県内での産業の創造と持続的な発展につながっています。

行政においても、環境マネジメントシステムの考え方が普及し、オフィス活動においてはもちろんのこと、さまざまな行政活動の遂行過程において、環境負荷の低減と環境創造への取組が進んでいます。

主要な取組

(環境経営の促進)

- ・ 事業者における、ISO14000 シリーズや三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム (M-EMS) ※などの環境マネジメントシステム (EMS) の取得を促進します。
- ・ 県が行う事業活動は、環境マネジメントシステム ISO14001 ※に基づき実施するとともに、グリーン購入※を進め、公共施設の使用、管理や公共事業等における環境配慮を徹底するなど、県自らが率先して環境保全活動に取り組みます。
- ・ 環境経営に積極的に取り組む市町との情報共有を進め、環境マネジメントシステム (EMS) 取組の向上をはかります。

(環境・エネルギー関連分野への取組促進)

- ・ 県内事業者による環境・エネルギー関連分野の研究開発や新事業展開等を促進することにより、県内産業の成長と低炭素社会構築への貢献の両立をはかります。
- ・ 省エネルギーや生産工程の効率化等を促進することにより、県内事業者の競争力強化(生産性向上)と、低炭素社会構築への貢献の両立をはかります。

(4) 仕組みをよりの確に運用する

環境保全に取り組む人や企業が増え、担い手となる主体が広がっていくためには、彼らの活動が社会的に認められ、評価されていくことが大切です。このためにはその活動が幅広く周知、顕彰される仕組みが必要です。

また、事業者等は、各種法令を遵守し、社会的責任を果たすとともに日常的な環境配慮行動が求められますが、快適で安全・安心な生活環境を維持し、享受するためには、そうした環境保全に関する取組や配慮が確実に実行されていくような仕組みや制度が大切です。

このため、環境悪化の未然防止、環境問題の早期解決等をはかるため、各種制度を整備し、市町とも連携・協働して環境の保全をはかっていく必要があります。

(取組目標)

法律や条例に基づく環境影響評価※だけでなく、公害事前審査制度の活用等を通じて、事業者による環境配慮が進んでいます。また自主的に環境影響評価を行う事業者も増えています。

さらに一部の大規模な開発案件では計画段階から早期に環境配慮をはかる手続きが始まっています。

このほか一定の施設を設置する際には、事業者が市町と環境保全協定を結ぶことで、周辺住民の安全・安心への配慮がなされています。

主要な取組

(環境活動が評価される仕組みの運用)

- ・ 環境保全に寄与した人々の活動を評価し、幅広く周知するとともにこうした取組への参画を促します。

(環境影響評価等の実施)

- ・ 「環境影響評価法」や「三重県環境影響評価条例」に基づき、事業実施に際して適切な環境配慮が行われるよう指導します。

- ・ 公共性の高い開発事業については、基本構想段階からアセスメントの導入をはかっていくという、国の戦略アセスメントのガイドラインをふまえ、「環境影響評価制度」の充実をはかります。

(公害事前審査制度の活用)

- ・ 工場や事業場の新增設に伴う環境への悪影響を未然に防止するため、「三重県公害事前審査会条例」に基づき、「環境影響評価条例」に該当しない工場や事業場において、公害防止の技術的事項を審査し、市町の工場等の誘致や環境保全協定の締結時における活用を促進します。

(環境保全協定の締結促進)

- ・ 市町長等が、その市町の実態に即した行政指導ができるように、「三重県環境基本条例」に基づき、市町長等と事業者との環境保全協定の締結を促進します。

(公害紛争への対応)

- ・ 公害に係る紛争については、「公害紛争処理法」に基づくあっせん、調停等や「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく調査請求制度を活用し、その迅速かつ適正な解決をはかります。

(5) 技術・情報基盤をより充実する

環境の保全を効果的、効率的に進めるためには、その技術的な側面における調査や研究活動を展開し、今後の環境保全を一層取り組みやすいものとしていく必要があります。

また、各種の環境関連情報を県民に幅広く提供することは、県民の環境に対する理解と関心を深め、環境保全への取組を促すことにもつながることから、こうした情報発信ができるシステムの整備が必要です。

さらに大気や水等の環境基準*が、県内事業者等の取組により遵守されていくには、環境基準に対する達成状況等を常時把握するための施設が整備されていることが大切です。

(取組目標)

環境保全の研究開発が進展し、環境汚染の防止・発生抑制・修復技術等がさらに開発されて、環境保全が技術面からもサポートされるとともに、新たな環境分野においても企業の技術開発が進展しています。

県民は誰もが、環境に関するさまざまな情報にアクセスすることができ、毎日の大気の状態を把握したり、光化学スモッグ予報発令状況や放射線モニタリングの結果等を常にチェックできるようになっています。

主要な取組

(研究開発の推進と促進)

- ・ 廃棄物対策の推進、大気・水環境の保全、土壌環境の保全および生物の多様性*の確保等地域の環境保全に関する調査研究を充実するとともに、国や民間の研究機関、大学等との共同研究や情報交換等を進め、環境保全に係る調査研究の一層の向上をはかります。

(環境情報の迅速な提供)

- ・ 大規模事業所(発生源)の排ガスに関しては、環境総合監視システムで監視し、地域の総量等を情報発信していきます。また、監視測定地点、みえの樹木百選等のさまざまな分野の情報を提供します。

(監視・観測等の体制の整備)

- ・ 安全で安心な環境が確保されているか監視するため、環境の常時監視を実施するとともに、大気、水、土壌中の有害化学物質に対する調査を行い、大気環境・水環境における環境基準の達成状況を確認します。
- ・ 光化学オキシダント[※]や窒素酸化物の濃度、放射線モニタリング結果等の情報を、県民に迅速に提供します。

(6) 環境で貢献する

環境を保全するために私たちができることは、必ずしも地域社会におけるものだけに限ったわけではありません。例えばかつて四日市公害を経験したさまざまな環境技術の中には、今もなお同様の環境汚染で苦しむ途上国が必要としているものもあると思われます。これまでも中国河南省をはじめ、アジアの国々の研修員を受け入れ産業公害の防止技術の研修を行ってきたところです。

引き続き、私たちはこれまでの環境に関わる経験と知識を生かして、求めに応じて国際的に技術移転等の協力をしていくことが大切です。

(取組目標)

過去に培われた公害防止や環境保全の技術が、国内外に移転されることで、三重県の環境保全に対する取組成果が、他の地域にも及んでいきます。

こうした活動により「地球規模で考え、足元から行動する」環境の取組が三重県で進み、国境や地域を越えた、人と人、人と地域の絆が生まれ、育まれていきます。

主要な取組

(国際的な環境協力・貢献の推進)

- ・ 産業公害防止技術の研修を継続するとともに、環境分野における交流のあり方について見直し、新たな環境協力に取り組みます。

(関係機関との協力)

- ・ 公益財団法人国際環境技術移転センター(ICETT)[※]との連携を維持しながら、国、他の地方自治体、大学、企業等と協力し、国際環境協力を進めます。

(研究機関との連携)

- ・ 保健環境研究所において、環境汚染物質に関する調査や測定技術等の研究等を進め、公益財団法人国際環境技術移転センター(ICETT)と連携をはかりながら、その成果の技術移転を進めます。

3 各主体の役割

かけがえのない地球環境の中で、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築していくためには、行政の取組だけでなく、県民、事業者、行政といった社会を構成する各主体が、それぞれの立場において環境保全のためにはどのような行動が望ましいかを考え、自主的、積極的に実践することが大切です。

また、こうした環境保全の取組における「協創」を実現していくためには、また、各主体による個々の取組だけでなく、主体間の連携や協力による取組も大切です。ここでは、それぞれの主体の役割を示し、その役割にふさわしい環境行動を期待するものです。

(1) 県

県は基本目標の達成に向けて、第2章に示した施策を実施するとともに、本章に示した「協創」による計画実現に向けたしくみ・基盤の整備を行います。

また、県自らが事業者であり消費者でもあるとの立場から、本章の「事業者」に掲げる環境配慮の指針をふまえ、ISO14001*の環境方針に基づき、環境の保全に関する行動を率先して実行します。

県が行う一定規模以上の事業の実施に当たっては、その事業に係る計画等を策定しようとする段階から、環境配慮の調整を行うために必要な手続等を定め、環境への負荷の低減を目的とする、環境調整システム*等を活用した全庁的な調整を通じ環境の保全に配慮します。

さらに、県は、環境の保全に関して市町と連携・協働するとともに、市町の環境保全の取組を促進します。

(2) 市町

市町は、住民に最も近い基礎自治体として、住民の健康と福祉の確保と充実をはかる上で、住民や事業者等と日常的に関わりを持ち、地域に密着した環境づくりを進める重要な役割を担っています。

このため、県に準じた環境保全に関する施策やそれぞれの地域の自然的・社会的条件に応じた独自の施策を策定し、実施することが期待されます。

また、各主体が自主的に取り組む地域の環境保全活動を支援し、各主体間の協力と連携を促進するとともに、市町自らも事業者および消費者として「事業者」に掲げる環境配慮の指針をふまえ、環境の保全に向けた取組を推進することが期待されます。

(3) 事業者

事業者は、株主や取引先だけでなく、地域社会をはじめとした多様な利害関係者に対して責任ある行動をとっていくとの考え方(CSR*)に基づき、何よりもまず、法令遵守を旨とし、その徹底を日々心がけ、よりよい製品・サービスを供給するとともに、環境負荷の低減に向け自主的、積極的に取り組むことが期待されます。

また ISO14001 等、環境マネジメントシステムの導入に努めるとともに、環境保全に配慮した事業活動の積極的な展開、地域における環境保全活動等への積極的な参画や支援等が期待されます。

具体的には、一定の開発事業を行う際の自然風景や生態系*への環境アセスメントの考え方に基づく保全行為、製品の生産、流通、販売および回収、処理等におけるさまざまな環境負荷低減の取組等、事業者の行うあらゆる活動において、こうした環境配慮が望まれます。

(4) 県民

私たちが、日々生きて生活するだけで、それによって環境に負荷をかけ、その回復に大きな自然循環の営みによるコストが払われているかについて、私たちは、深く理解し、日常の生活様式を改めていく必要があります。

これまでに述べてきた地球温暖化や生物多様性の危機は、私たち一人ひとりに及ぶ影響がみえにくく、さまざまな情報として私たちの耳に入ってはきても、必ずしも今日の私たちの、そして明日の子どもたちの生存に関わる危機であることに、私たちの理解が十分であるとはいえません。

このため、あらゆる機会を利用して環境学習への参加が望まれ、環境に関する知識と理解を深め、自ら何ができるかを考え、かつそれを実践していくことが期待されています。

また、地域の団体等が行う環境保全活動に積極的に参加し、その活動の輪を広げるとともに、個人や団体の知識や経験が広く生かされるよう、各主体との協力と連携が期待されます。

具体的には、例えば、炊事・洗濯時の節水や冷暖房の温度設定、ごみの分別の徹底等の日常生活から、移動の際に自動車の利用を控え、できるだけ公共交通機関を利用する等の選択行動、そして、省エネ型の住宅づくりや改修、太陽光発電施設の設置、低公害車[※]の導入等、低炭素型の生活様式への移行に至るまで、私たちは、ありとあらゆる手段や可能性をできる限り試み、努めていくことが望まれます。

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

県は計画を総合的に推進する体制を整備しその充実に努めるとともに、計画の推進主体として位置づけられる住民、事業者や市町との連携と協力のもとに計画を推進します。

(1) 県における推進体制

本計画に基づく環境保全施策を効果的に推進するため、三重県環境保全・地球温暖化対策推進委員会において、関係部局等相互の緊密な連携と調整を行い、施策を総合的、計画的に推進します。

(2) さまざまな主体との連携

本計画を推進するためには、県民、事業者、行政等が、それぞれの役割を果たしながら、連携と協働による取組を進める必要があります。

このため、県民や事業者に対しては、積極的に環境に関する情報の提供を行い、認識を共有化します。

また、市町に対しては、環境情報の提供や連絡協議の場を通じた意見交換等により、県と市町あるいは市町相互の連携を強化するとともに、本計画に沿って行われる市町の施策を支援することにより、施策の一層の推進をはかります。

さらに、広域的な問題に対しては、国や他の地方自治体との緊密な連携をはかるとともに、地球環境問題のような国を越えた環境問題については、世界の国や地域、自治体との連携を進めます。

2 計画の進行管理

本計画を着実に実施していくために、本計画を広く公表、周知するとともに、各施策の進捗状況等を把握し、適切な進行管理を行います。進捗状況の結果については、毎年度公表します。

(1) 推進計画（アクションプラン）による進行管理

- ・ 本計画の進捗管理は、概ね3～5年程度を計画期間とする推進計画（アクションプラン）により行います。
- ・ 推進計画（アクションプラン）において、施策の数値目標を設定し、それぞれの施策の実施状況を把握、評価します。
- ・ 推進計画（アクションプラン）の評価の結果は、次期の推進計画の施策等にフィードバックしていきます。

(2) 年次報告・公表と県民意見の反映

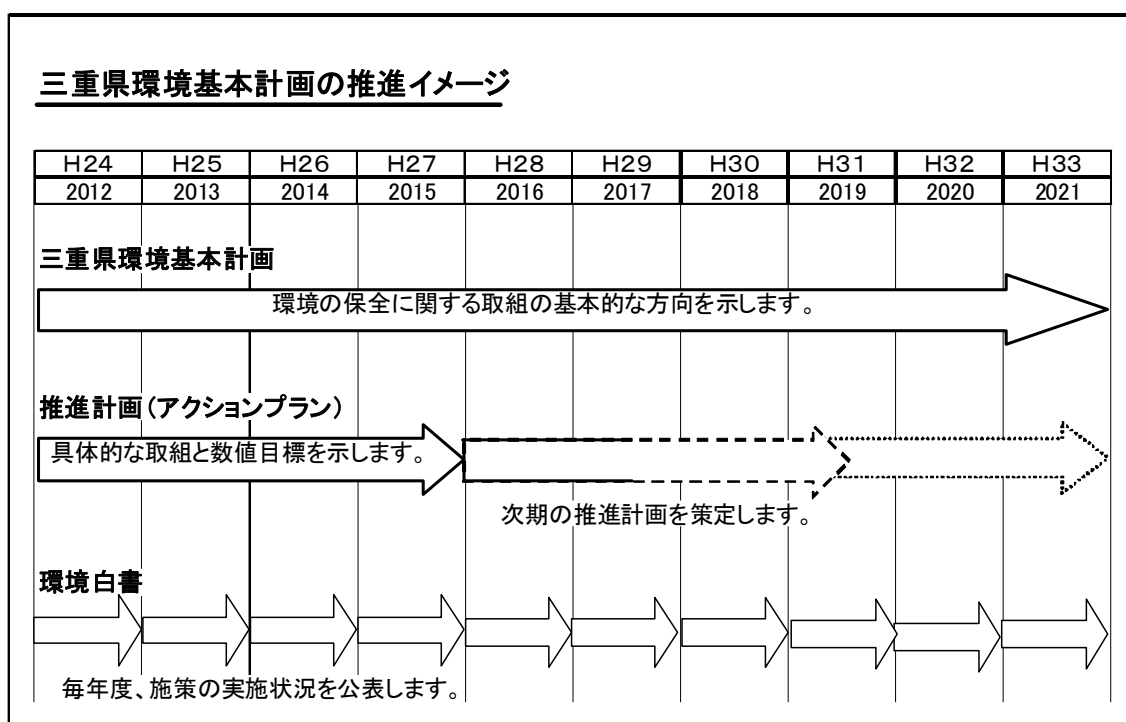
- ・ 本計画に掲げた施策の実施状況、推進計画（アクションプラン）に掲げた取り組みの実施状況等を、毎年度、環境白書としてとりまとめ、三重県議会、三重県環境審議会に報告する等、幅広く県民に公表し、全庁の広聴広報・情報マネジメントを通じて県民の意見等を求めています。
- ・ 県民に対しては、環境白書を県内の図書館に配付し、閲覧に供するとともに、インターネットのホームページ「三重の環境と森林」に環境白書の内容を掲載し、広く意見等を募っていきます。

3 財政上の措置

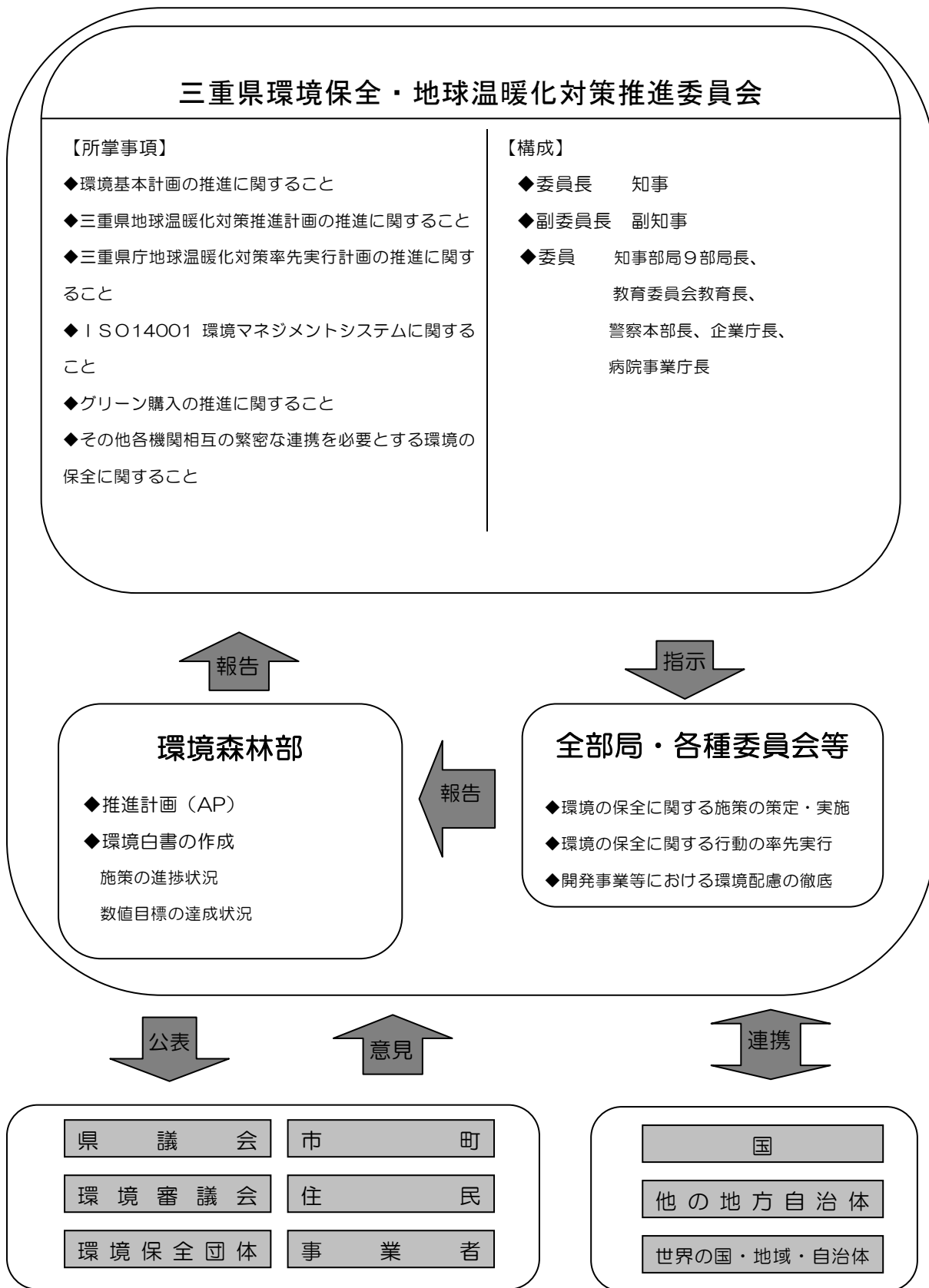
本計画に掲げられた環境保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

4 計画の見直し

本計画は、2021 年度(平成 33 年度)を目標年度として策定するものですが、この間の社会情勢の変化や環境に関する科学的知見等の集積に応じて、基本部分に大きな変更があれば計画の見直しを行います。



計画の推進体制と進行管理の体系



【 參考資料 】

【参考資料】

1 施策分野別の取組結果と課題の詳細

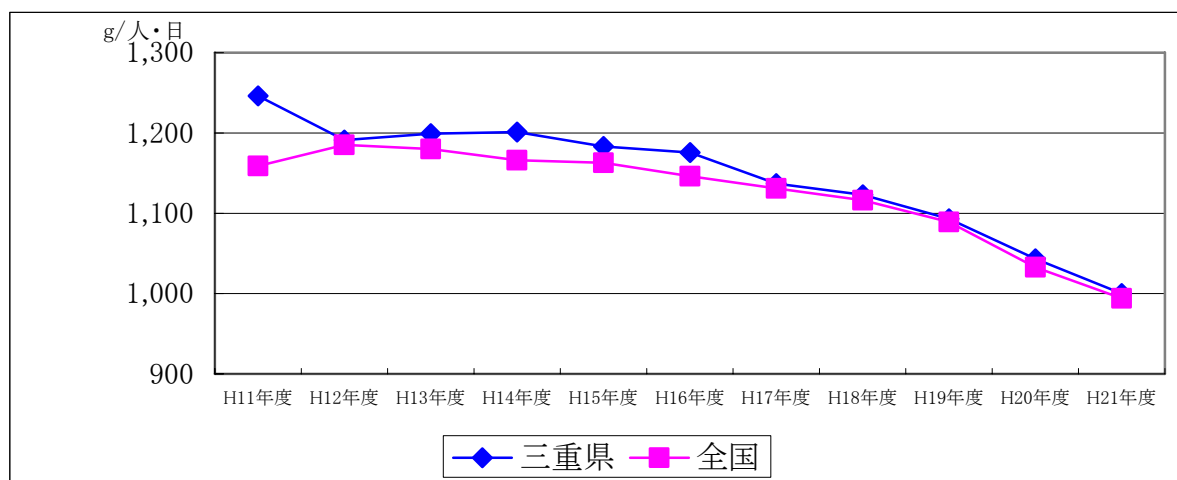
基本目標Ⅰ「環境への負荷※が少ない資源循環型社会の構築」に向けた施策

(1) 廃棄物対策の推進

(一般廃棄物)

一般廃棄物のごみ排出量削減率については、「ごみゼロ社会実現プラン」における短期目標(家庭系ごみの削減率 H22：6%減)を達成するなど、取組としては着実に進んでいます。しかし、全国と比較すると、1人1日当たりごみ排出量が2009年度(平成21年度)で1,000gと全国値に近づきつつありますが、まだ上回る(全国994g)状況にあり、なお一層の取組が求められます。また、一般廃棄物の広域的な処理については、市町の自治事務を基本としつつ、県として必要な技術的支援や協力を行っていく必要があります。

資料1：1人1日当たりごみ排出量



(産業廃棄物)

一方、産業廃棄物※にあつては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく指導や「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」の制定、運用等により、適正な処理の推進に取り組んできましたが、2008年度(平成20年度)の排出量は、約6割を占める製造業において製造品出荷額が増大したこと等によって増加するとともに、最終処分量についても、フェロシルトの最終処分等によって増加しました。産業廃棄物の排出量等については、経済動向との関連はありますが、一層3R※を推進するとともに、排出者責任の徹底等による適正処理を進める必要があります。

また、不適正処理の未然防止や不適正処理された事案の是正に向けて、引き続き監視・指導の強化や環境修復に向けた取組が必要です。

資料2：産業廃棄物排出量等の推移（農業、鉱業を除く。）（単位：千トン）

	排 出 量	再生利用量（率）	最終処分量
平成3年度	3,760	743(20%)	1,179
平成8年度	3,412	1,166(34%)	780
平成12年度	3,267	1,131(35%)	345
平成16年度	4,320	1,700(39%)	168
平成20年度	7,014	2,673(38%)	381
平成22年度 [目標値]	3,650	1,533(42%)	170

（注）農業、鉱業を含めた場合、平成20年度の排出量は9,577千t、再生利用量（率）は3,888千t（40.6%）、最終処分量は420千tとなります。

（参考）

基本目標Iで定めた数値目標の「廃棄物の最終処分量」に関する推移は、下表のとおりです。

廃棄物の最終処分量

（単位：千トン）

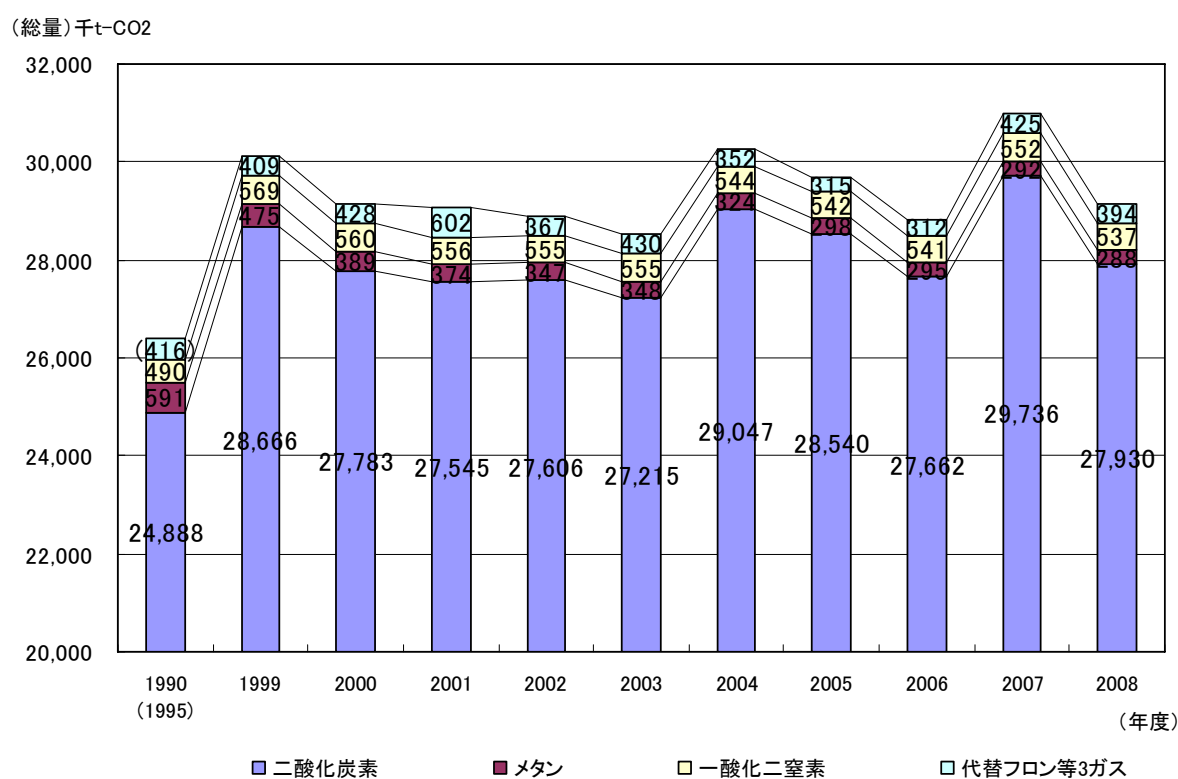
	一般廃棄物	産業廃棄物 ^{（注）}	計
平成16年度	122	96	218
平成17年度	97	137	234
平成18年度	83	127	210
平成19年度	84	155	239
平成20年度	70	128	198
平成21年度	65	122	187
平成22年度	56	130	186

（注）上記の産業廃棄物分については、多量排出事業者等から毎年報告される最終処分量のみを対象（特殊要因を除く）としています。

(2) 地球温暖化の防止

県では、「三重県地球温暖化対策推進計画」や「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき、第一種エネルギー管理指定工場、および第二種エネルギー管理指定工場に、地球温暖化対策計画書の作成を義務づけるとともに、一般家庭が前年の電気使用量と比較し、節減できれば協力店舗からスタンプ、ポイント等の特典が得られる「みえのエコポイント」制度を実施し、延べ 10 万世帯以上の参加を得ましたが、温室効果ガス※の排出量は、県全体として 2008 年度(平成 20 年度)で基準年比+10.5%となっており、削減が進んでいません。

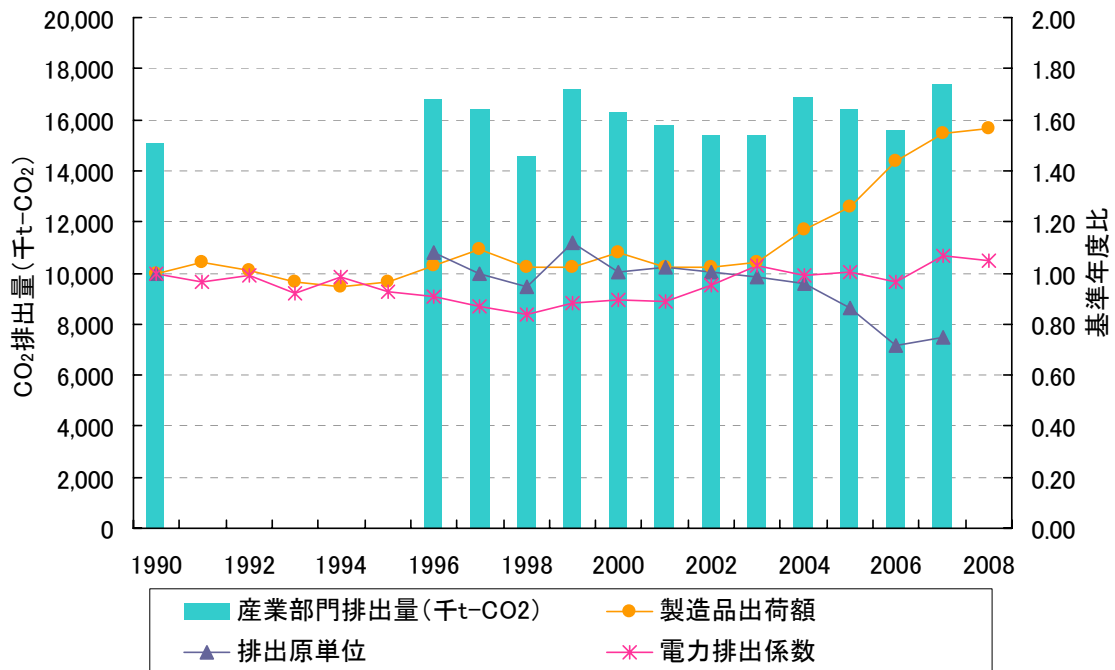
資料 3：三重県の温室効果ガス排出量の推移



(2008 年度の温室効果ガス全体：28,954 千 t-CO₂、
うち 96%を占める二酸化炭素は 27,930 千 t-CO₂)

三重県はCO₂排出量における産業部門の占める割合(約59%)が全国値(約36%)に比べて高いのが特徴であり、産業部門における排出原単位での削減は進んでいるものの、排出絶対量では景気動向等に影響を受ける面があり、取組成果が結果にあらわれにくい面もあります。

資料4：産業部門のCO₂排出量と関連指標の関係

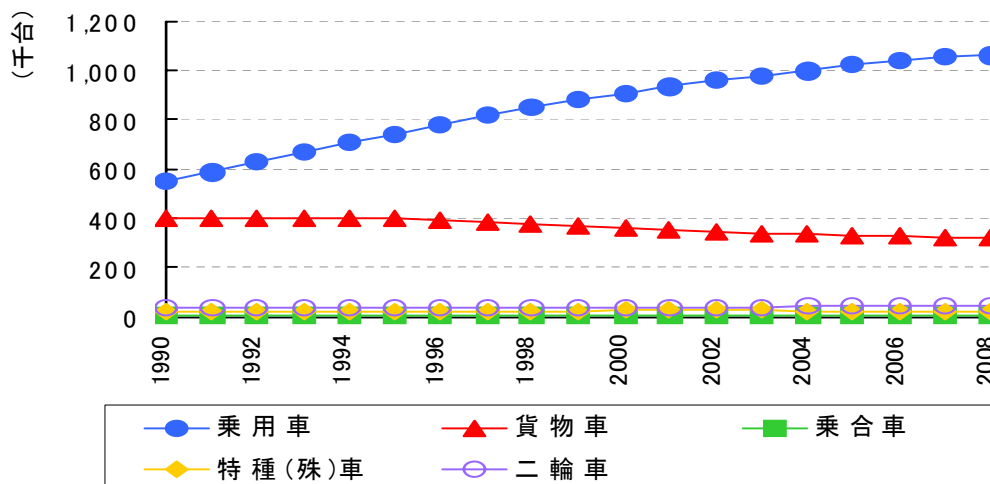


注：「製造品出荷額」「排出原単位」「電力排出係数」は右目盛り、1990年度を1.00としたときの増減を示す。

注：「排出原単位」は産業部門のCO₂排出量を製造品出荷額で除したものを示す。

また、家庭部門でも世帯数の増が全国水準を上回る[1990年(平成2年)比全国21%増に対し、三重県30%増]等により排出量が増加しており、運輸部門でも自動車保有台数の伸び(乗用車は基準年比92%増)等により排出量が増加しています。

資料5：自動車保有車両数(三重県)



一方、新エネルギー^{*}の導入では、2005 年度(平成 17 年度)の導入量を基準値とした 2009 年度(平成 21 年度)の目標達成率が 64%[「三重県新エネルギービジョン」における 2010 年度末(平成 22 年度末)の導入目標に対する進捗率は 88%]、森林の吸収量についても目標値 3%に対して、2007 年度(平成 19 年度)実績が 1.4%となっており、更なる取組が求められています。

(3) 大気環境の保全

「大気汚染防止法」等に基づく工場等への規制・指導により、県内の大気環境測定地点における二酸化硫黄^{*}等の環境基準^{*}達成の状況は 2009 年度(平成 21 年度)で 96.4%と 2010 年度(平成 22 年度)目標値 96%を達成しています。今後も引き続き工場や事業場に対する規制・指導を行い、ばい煙等の排出を抑制していく必要があります。

なお、北勢地域の国道 23 号沿線一部地域における二酸化窒素^{*}の環境基準が達成されていないことから、今後、環境基準の 100%達成に向けて流入車対策の検討等、自動車排出ガス対策をより進めていく必要があります。

また、2009 年(平成 21 年)9 月に新たに微小粒子状物質が環境基準の対象物質に追加されたことに伴い、監視体制の整備等への対応を進めていく必要があります。さらに近年、大規模事業場で、「大気汚染防止法」で定められたばい煙等の測定の未実施等、大気、水質、廃棄物等の法令における複数の不適正な事例が見られたことから、今後、事業者による公害関係法令全般におけるコンプライアンス^{*}の徹底をはかる必要があります。

騒音、振動、悪臭規制については、市町に対する助言や連絡調整を通じて、市町とともに工場や事業場、建設作業に対する規制、指導を行ってまいりましたが、今後も引き続き実効性ある取組を続けていくことが重要です。

資料6：二酸化窒素環境基準達成状況の推移

(一般環境大気測定局)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
三重県	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
全 国	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0

(自動車排出ガス測定局)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
三重県	83.3	85.7	85.7	85.7	85.7
全 国	91.3	90.7	94.4	95.5	95.7

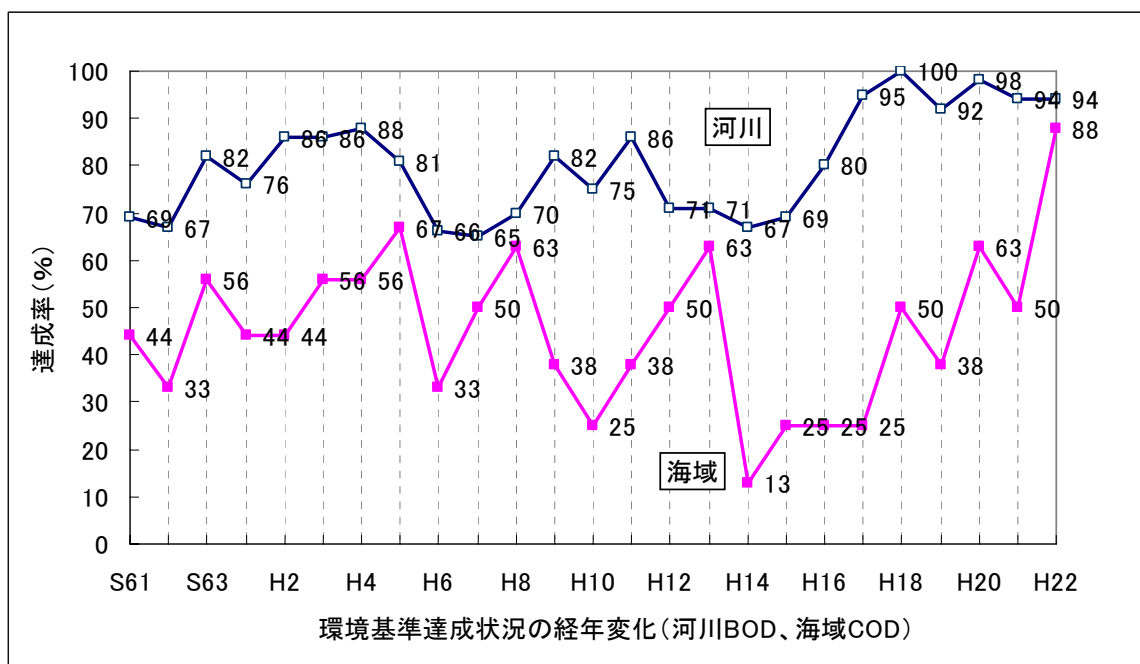
出典：平成22年度環境統計集 環境省

(4) 水環境の保全

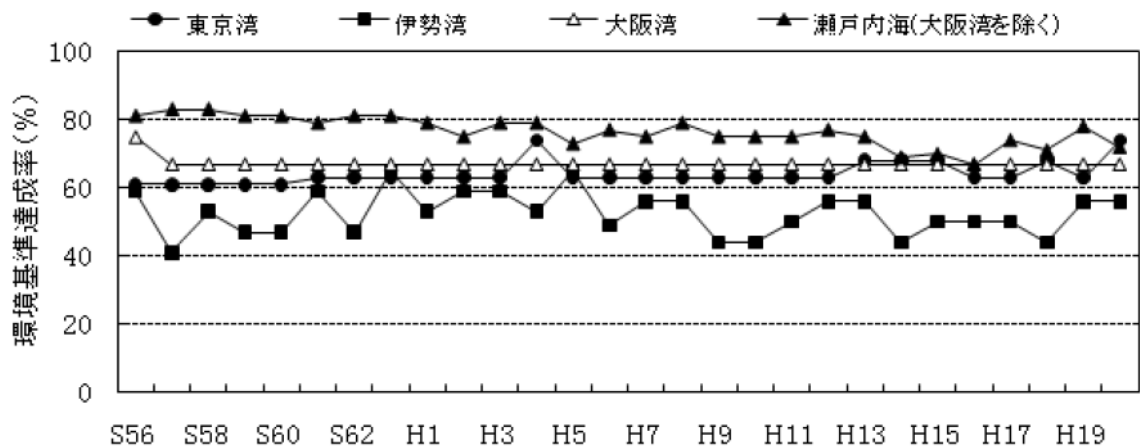
公共用水域の水質保全については、工場・事業場への計画的な監視・指導により、水質汚濁防止対策を進めるとともに、伊勢湾第6次水質総量規制に基づき、汚濁負荷量の一層の削減をはかっており、河川ではほぼ目標値に近い水準を達成しています。

一方、閉鎖性水域*である伊勢湾では、流入河川の水質が改善傾向にあるにも関わらず、海域の COD*(化学的酸素要求量)の環境基準達成率は概ね 40~60%程度の横ばい傾向にあり、他の閉鎖性水域と比較しても達成率が低いことから今後も対策が必要です。また、北勢地域の地盤沈下を防ぐため、引き続き、地下水位の観測や揚水規制を行うことが必要です。

資料7—1：河川(BOD*)・海域(COD)の環境基準達成状況の経年変化



資料7-2：全国の海域(COD)の環境基準達成状況の経年変化

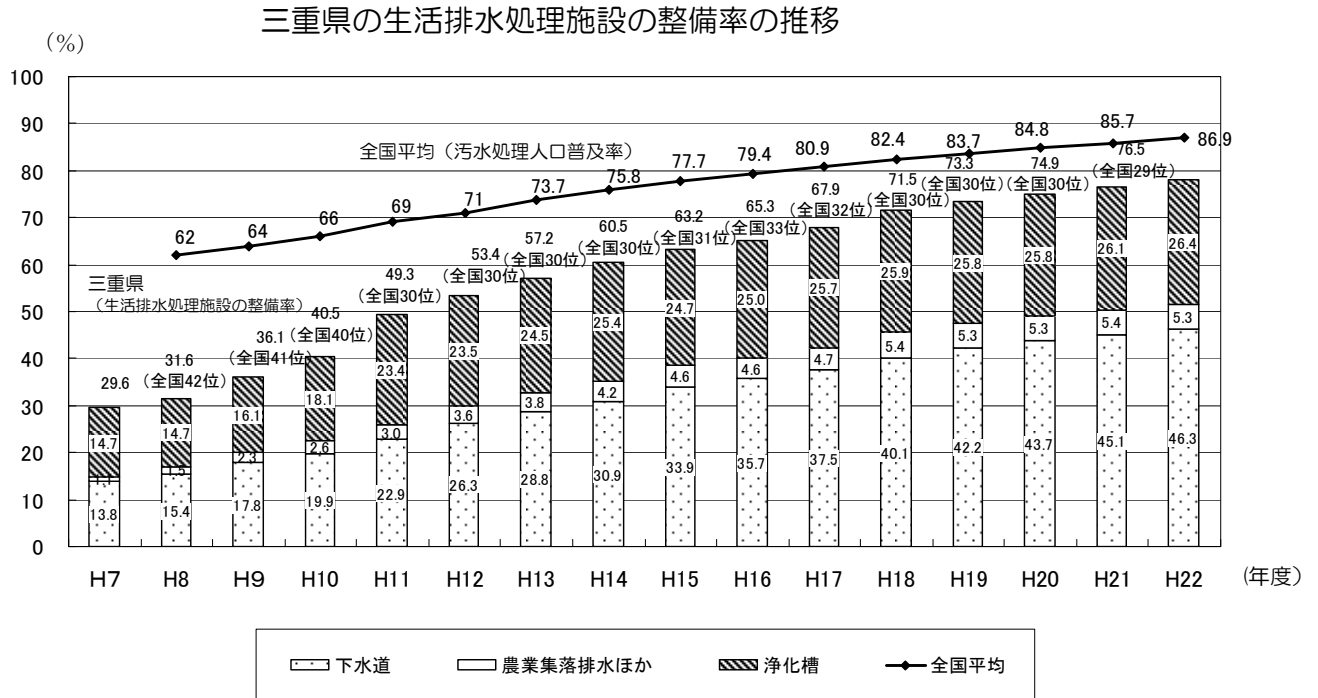


出典) 公共用水域水質測定結果 (環境省)

生活排水処理施設の整備率は、2010年度末(平成22年度末)で78.0%と、「生活排水処理アクションプログラム」の中間目標(2010年度(平成22年度末)目標値76.5%)を達成しましたが、全国平均(2010年度末(平成22年度末)で86.9%)に比べ未だ低い状況にあります。このため、より効率的・効果的に生活排水処理施設^{*}を整備するべく、市町と協働して「三重県生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム)」を見直すなど施設整備計画の進捗をはかることが重要です。

伊勢湾再生に向けては、「伊勢湾再生行動計画」に基づき、多様な主体との連携による取組を進めており、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の実施や、三重大学との伊勢湾沿岸域の底質調査、これを通じた貧酸素水塊発生メカニズムの解明に向けた取組、海岸漂着物対策の地域計画策定における市民団体等との協働等、今後も継続した取組が重要です。

資料8：三重県の生活排水処理施設の整備率の推移



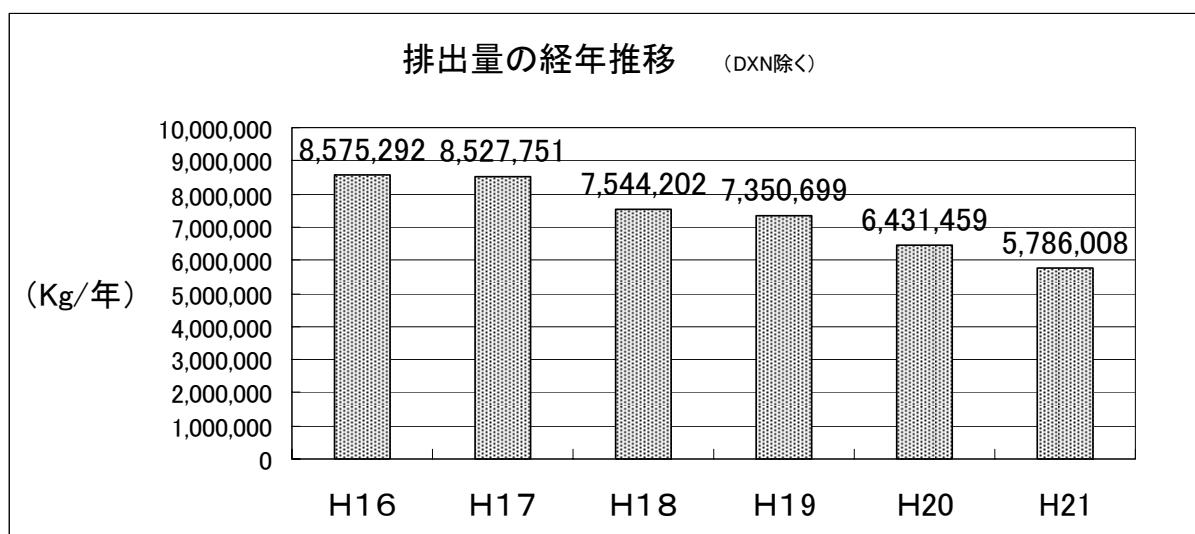
(5) 化学物質に起因する環境リスク^{*}対策の推進

ダイオキシン類^{*}対策特別措置法等関係法令に基づく工場等への規制・指導により、大気及び水質有害化学物質については、2010年度(平成22年度)において全項目で環境基準を達成しました。

しかし、2010年度(平成22年度)の工場・事業場の排出基準適合率は一部で基準超過があり95.7%となりました。今後も安全・安心の確保のため、大気、水を継続的に監視し、有害化学物質による環境汚染の状況を把握していく必要があります。

また、PRTR^{*}制度(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)に基づき、事業者による化学物質の排出状況の把握と公表、排出削減を促し、適切な情報提供等を通じて化学物質への不安の解消をはかる必要があります。

資料9：三重県内のPRTR制度対象化学物質排出量の経年推移



データ出典：平成 22 年度版独立行政法人製品評価技術基盤機構

基本目標Ⅱ「人と自然が共にある環境の保全」に関する施策

(1) 生物の多様性の確保（多様な自然環境の保全）

「自然公園法」等に基づき公園の保護・管理を行うとともに、自然環境保全地域を指定し、自然環境の保全に努めており、2010年度(平成22年度)の自然環境の保全面積(53,561ha)は、目標値(53,559ha)に達しています。今後も適正な管理を行う必要があります。

里地里山の保全については、県民の理解や協力が不可欠で、引き続き環境保全の担い手づくりをより広げていく必要があります。

また、地域の自然環境や生態系※に配慮した、ため池や川、海岸の整備を進めてきました。今後も引き続き計画的に整備していくことが重要です。

希少野生動植物の保護については、文化財保護法に基づく天然記念物※の指定を行うとともに、条例に基づく希少野生動植物の指定制度等を整備しましたが、三重県において絶滅の恐れのある野生動植物種は大幅に増えており、「三重県レッドデータブック※2005」の改訂を通じて早急な保護対策に取り組む必要があります。

また、「鳥獣保護法」に基づく狩猟・捕獲の規制を行い、保護をはかるとともに、引き続き移入種※対策を進める一方で、野生のシカやイノシシ、サル等による獣害対策の強化をはかる必要があります。

資料10：公園の利用者数[2008年度(平成20年度)]

		利用者数(人)	人口(人)	人口あたりの利用者数
三重県	国立公園	8,946,000	1,854,742	11
	国定公園	4,195,000		
	県立自然公園	7,323,000		
合計		20,464,000		
全国	国立公園	345,763,000	128,056,026	7
	国定公園	291,703,000		
	県立自然公園	257,332,000		
合計		894,798,000		

出典：平成23年度版 環境統計集および三重県集計

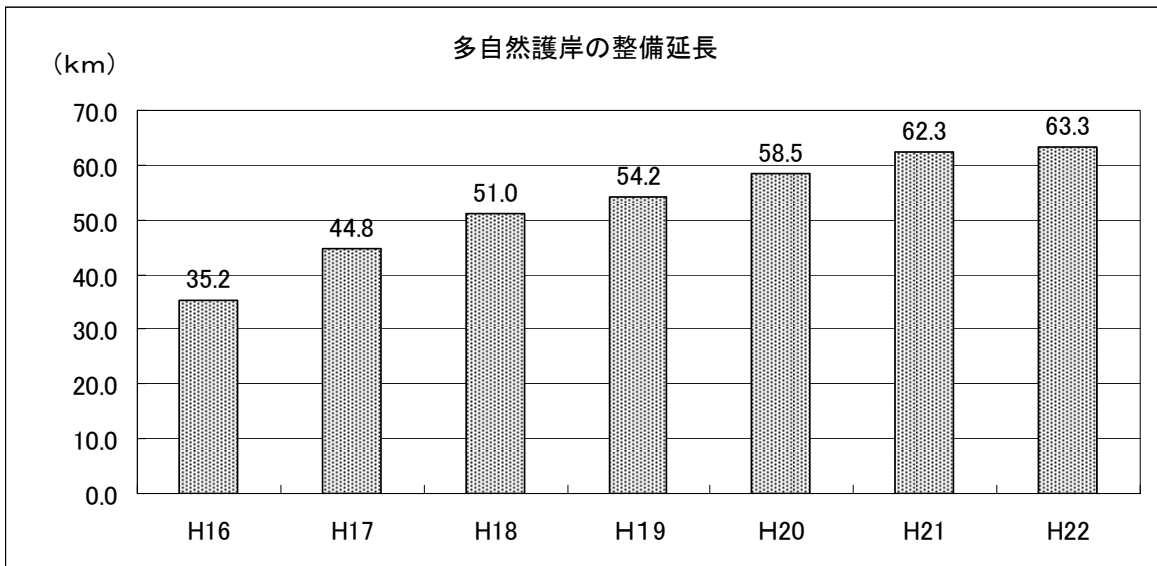
資料 1 1 : 三重県における絶滅の恐れのある野生動植物数 (1995 対比 2005)

分類群	絶滅種		絶滅危惧種	
	1995 年	2005 年	1995 年	2005 年
動物	3	5	21	271
昆虫類	1	11	14	396
植物	7	37	125	763

出典：2005/三重県レッドデータブック 2005

1995/自然のレッドデータブック・三重：三重自然誌の会著

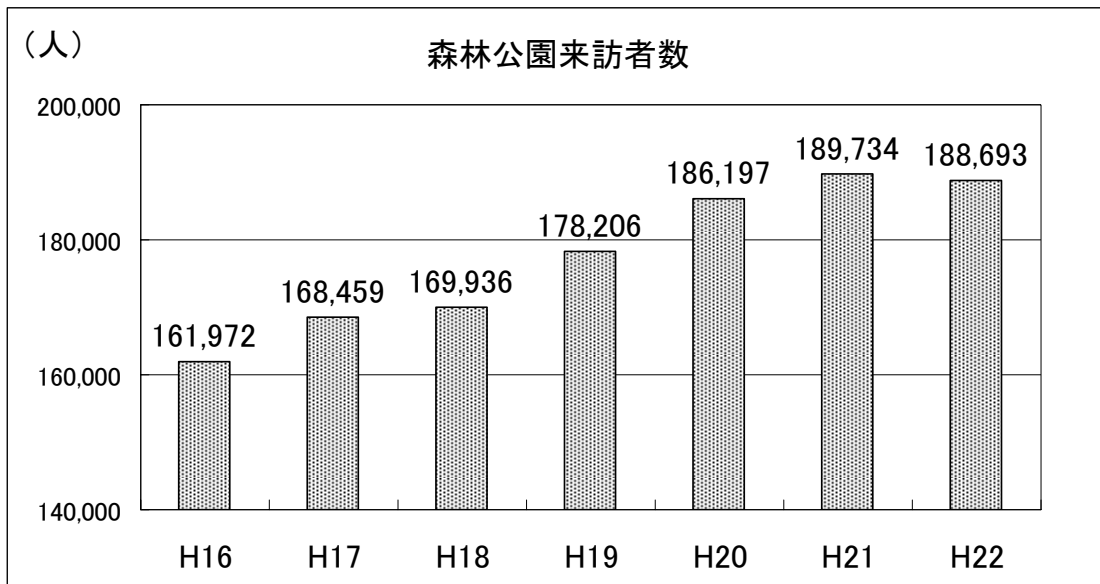
資料 1 2 : 多自然護岸の整備延長



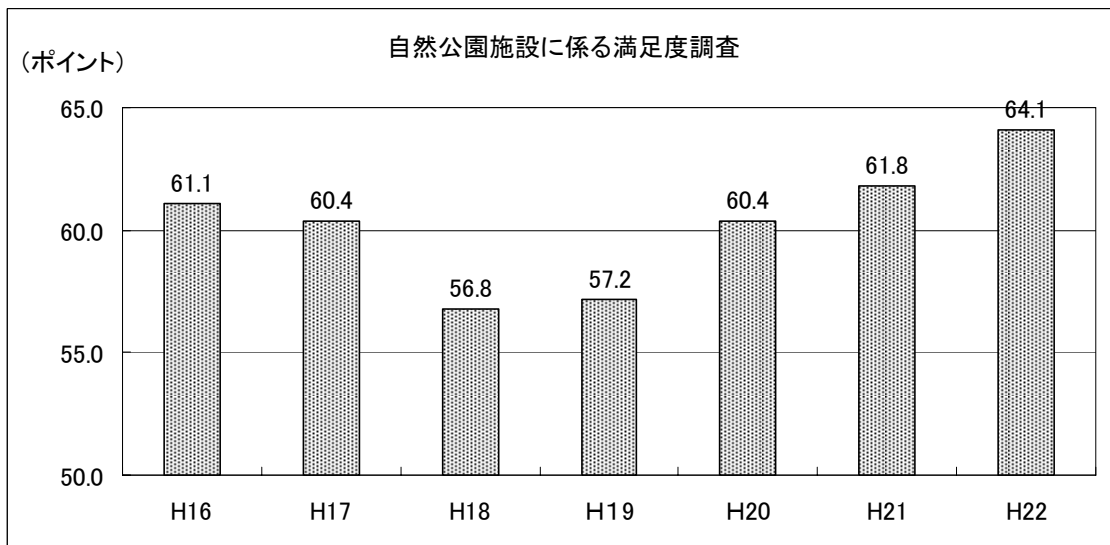
(2) 自然とのふれあいの確保

東海、近畿自然歩道の維持管理や三重県民の森等の管理運営、活用を通じて、自然とのふれあいの場の確保に努めるなどにより、来訪者満足度は目標水準へ近づいており、また森林公園等の来訪者数もほぼ目標どおりの受入ができました。引き続き、幅広い県民の利用をはかるため、適正な維持管理を行うとともに、大杉谷登山歩道等、風水害等により被災した箇所について、その早期復旧と一層の活用が求められています。また、グリーン・ツーリズム[※]等、都市と農山漁村との交流をはかるための支援を引き続き行う必要があります。

資料 1 3：森林公園来訪者数



資料 1 4：自然公園施設に係る満足度調査



(3) 森林・農地・沿岸海域の環境の保全

森林においては、森林環境創造事業や治山事業等を通じて森林整備を進め、目標とする間伐実施面積を整備できました。また、農地、海域においても農地・水・環境保全向上対策の実施や中山間地域等直接支払い制度の運用、藻場※・干潟※の保全等に取り組んできました。しかしながら、中山間地域では農業者・林業従事者の高齢化が進むなど、担い手不足の問題等から、継続的な営農、森林整備が難しくなっており、今後も一定の公的関与を行うとともに、担い手確保等を進めていく必要があります。また、海岸環境の保全等では、ボランティアの参加と協力を得るなど、今後も多様な主体の参画、連携のもと、環境保全に向けた取組もあわせて進めていく必要があります。

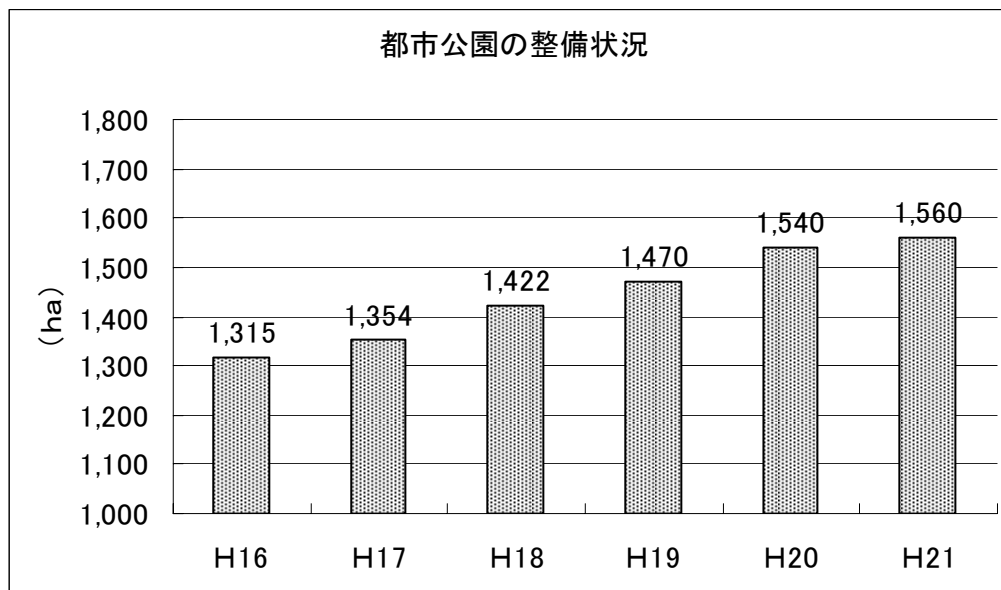
基本目標Ⅲ「やすらぎとおいしいのある快適な環境の創造」に関する施策

(1) 身近な自然環境の保全・再生

生活・活動エリア等、身近な自然環境の保全をはかるため、工場緑化の推進や都市公園の整備に取り組み、都市計画区域内における2009年度(平成21年度)人口一人あたりの都市公園面積(9.41 m²)は、年々増加し、全国水準(約9.7 m²)に比べてもほぼ同程度となっています。今後は、これまでの施設の、あるいは制度的な「量」や「規模」の目標に加えて、いかに総合的にみどりの機能を維持し、発揮させるかという「質」に着目した観点も含めて、みどりの保全や創出に取り組む必要があります。また、樹林地、草地、水辺地等、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進方策に関する目標や講ずる施策について定める「緑の基本計画」については、市町マスタープランと適合をはかる必要があり、市町の合併に伴う市町マスタープランの改定とともに、「緑の基本計画」の改定・策定を行うよう市町を支援していくことが必要です。

また、身近な野生動植物の生息、生育地の保全・再生をはかるために、親水性のため池や海岸等の整備や藻場・干潟の保全・再生を進めてきていますが、人の生活に身近なエリアでの自然環境の確保には、開発行為との調整や防災対策との両立等も求められ、計画的な整備を進めていく必要があります。

資料15：都市公園面積推移（環境白書）



(2) 良好な景観の形成

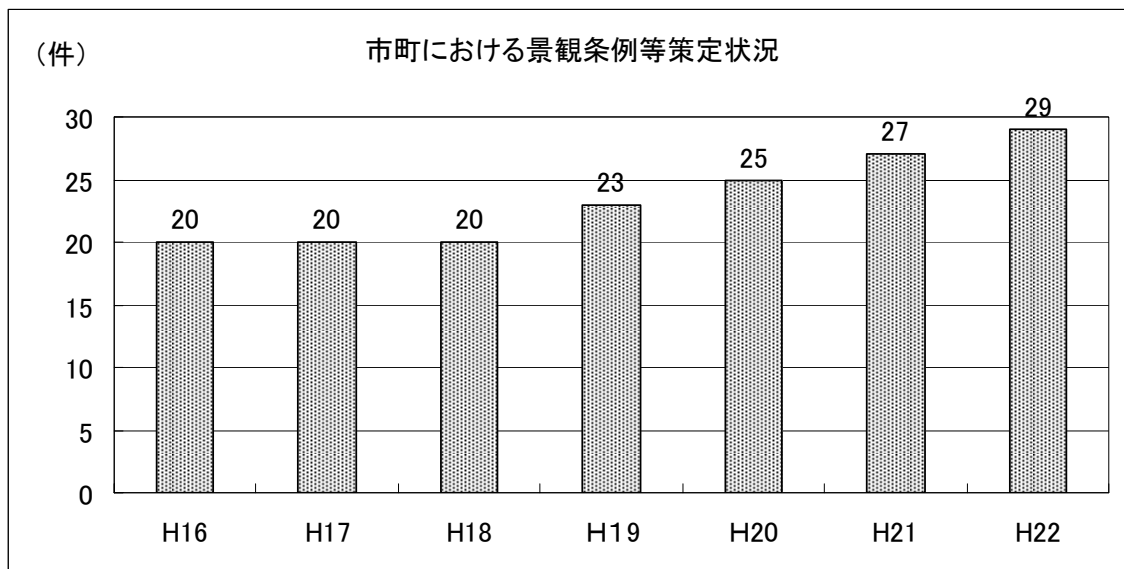
三重県では、景観法に基づく「三重県景観計画」を運用するとともに、市町の景観づくりに向けた取組等を支援しており、市町が制定した景観に関する条例等の件数実績も、目標値を達成しました。今後も、住民が主体となって、個性豊かで魅力ある景観まちづくりに取り組めるよう、市町の景観づくりを支援していく必要があります。

屋外広告物については、「屋外広告物条例」により必要な規制・指導を行っており、違反屋外広告物の是正を継続し、また沿道景観地区の指定による良好な屋外広告物景観の形成をはかる必要があります。

また、「ふるさと・水と土保全対策事業」等により、棚田の保全活動等、農山漁村景観の維持・創造に向けた取組を進めていますが、こうした活動を持続的に行うには、地域内外からの人的・資金的支援も必要であり、そのしくみづくりが求められます。

さらに、里地里山^{*}を守るための取組として活動団体を支援してきましたが、今後もなお一層の取組主体の拡大をはかっていく必要があります。

資料 16：市町における景観条例等策定状況



(3) 歴史的・文化的環境の保全

歴史的、文化的景観の保全をはかるため、特に重要な文化財については、国および県指定文化財^{*}への指定あるいは国の登録有形文化財への登録がなされるよう取組を進め、保護の基盤を整えています。その上で定期的に巡視調査を行い、状況を把握するとともに、経年変化による劣化や損傷に対しては所有者等への保護管理指導を行うほか、保護措置が必要な場合は当該文化財の保護事業に補助するなど、文化財の保存と活用への支援を進めてきました。

また、埋蔵文化財^{*}については、開発事業者との調整から現状保存が困難となる場合は記録保存を行い、その調査結果の公開を進め、学校教育や生涯学習への活用を支援しました。

今後は文化財を適切に保存していくため、重要な文化財については指定等を進め、状況を把握して保護管理指導を行うとともに、文化財を地域の人びとが活用してまちづくりに生かすような活動や、次世代を担う子どもたちにも働きかけるような活動をさらに支援していく必要があります。

基本目標Ⅳ「自主・協働による環境保全活動の促進」に関する施策

(1) 環境経営の推進

三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS[※])導入に向けてM-EMS 認証機構と連携した普及啓発等に取り組み、認証取得事業所数の実績は、徐々に目標値に近づいていますが、目標年での達成に向けては、より一層の周知啓発が必要となっています。また、環境・エネルギー関連分野は成長有望分野であるとの観点から、環境対応や環境経営[※]といった低炭素社会への対応を、企業の経営拡大や地域の産業経済の発展にもつなげていく取組が必要です。

市町におけるISO14001[※]の取組については、実質的に環境マネジメントができるしくみが維持されるよう、一定の関与が求められます。

県庁ではISO14001にこれまで取り組んできており、重点目標のオフィスごみ等の削減がはかられてきました。また、所属長のマネジメントのしくみに取り入れられるなど、行政経営と一体となった運営が行われ、グリーン購入[※]やリサイクル推進条例の運用等にも反映されました。しかし、目標値に未達成項目もあるなど、今後もなお一層の取組をはかっていく必要があります。

資料 17：環境方針重点目標の達成状況

項目	基準 (18・19年度 実績平均)	22年度 目標	22年度 実績	目標 達成 状況
①庁内オフィスごみ(トン)	970.1	921.6	790.0	○
②コピー用紙使用量(トン)	694.5	659.8	663.5	×
③温室効果ガス(トン-CO2)	—	—	—	—
・電気使用	7,625	6,623	7,172	×
・公用車の燃料使用	1,953	1,816	1,797	○

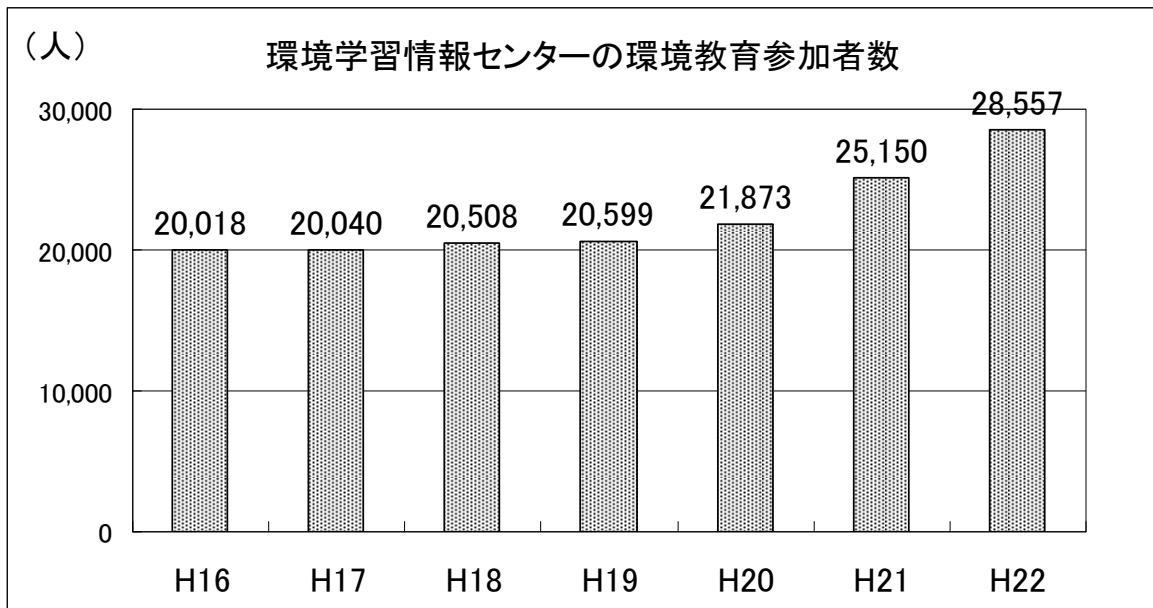
※基準の算定にあたっては、H20年度における県庁ISO14001対象組織の、H18・19年度実績の平均としています。

(2) 環境学習・環境教育[※]の推進

環境教育参加者数の実績はすでに目標を達成していますが、今後もすべての人が環境負荷の少ない行動を自ら進んで行うには、より一層の環境学習・環境教育を進めていく必要があります。とりわけその中核的な拠点である、三重県環境学習情報センターにおいて指定管理者制度を活用し、積極的な環境学習活動の展開をはかる必要があります。

また学校現場においても、学校環境デーを中心に、各教科や総合的な学習の時間等を活用し、今後も引き続き学校における教育活動のあらゆる場面で環境教育の機会を設けていくことが重要です。

資料 18：三重県環境学習情報センターの環境教育参加者数



(3) 国際的な環境保全活動への協力・貢献

2010年度(平成22年度)産業公害防止移転研修受講者の満足度は、100%であり、一定の成果を挙げています。中国河南省からの研修員の受け入れ数は、毎年限られており、国際的な環境保全への取組については、これまでの研修事業の成果をもとに研修内容も含め、再検討する必要があります。また公益財団法人国際環境技術移転センター(ICETT)※のこれまでの蓄積を十分に生かせるような取組を今後検討していく必要があります。

資料19 産業公害防止技術研修実績

年度	事業名	実施期間	研修人数(名)	実施場所
16	(環境法例、規制の制定と実施)	H16. 11. 8~11. 25 (18日間)	2	ICETT
	(水質汚染防止対策技術)	H17. 3. 7~3. 12 (6日間)	省、市政府職員80	河南省洛陽市、安陽市
17	(大気汚染防止対策技術)	H17. 10. 4~10. 21 (18日間)	2	ICETT
	(大気汚染防止対策技術)	H17. 11. 14~11. 19 (6日間)	省、市政府職員70	河南省開封市、安陽市
18	(水質汚染防止対策技術)	H18. 8. 7~8. 12 (6日間)	省、市政府職員90	河南省鄭州市、洛陽市、 焦作市
	(水質汚染防止対策技術)	H18. 10. 10~10. 31 (22日間)	3	ICETT
19	(土壌汚染防止対策技術)	H19. 7. 30~8. 4 (6日間)	省、市政府職員108	河南省鄭州、開封、焦作 市
	(土壌汚染防止対策技術)	H19. 10. 16~11. 6 (22日間)	3	ICETT
20	(固形廃棄物処理技術)	H20. 7. 28~8. 2 (6日間)	省、市政府職員76	河南省内
	(固形廃棄物処理技術)	H20. 10. 14~11. 4 (22日間)	3	ICETT
21	(大気汚染防止技術、汚染物質の排出総量規制)	H22. 3. 22~3. 27 (6日間)	省、市政府職員53	河南省内
	(大気汚染防止技術、汚染物質の排出総量規制)	H21. 10. 27~11. 17 (22日間)	3	ICETT
22	(農村部における環境保全(土壌、水質、廃棄物))	H22. 10. 26~11. 16 (22日間)	3	ICETT
平成5~22年度(18年間)		ICETTでの受入研修 延べ439日間	63名	

資料20 JICA草の根技術協力事業実績

年度	内容	実施期間	研修人数(名)	実施場所
テーマ：地域資源を活かした協働による環境教育				
17	(環境教育の基礎情報の習得と枠組みの検討)	H17. 12. 5~12. 17 (13日間)	3	ICETT
	(環境教育セミナー、今後の事業展開への意見交換・現地調査)	H18. 3. 13~3. 18 (6日間)	省、市政府職員70	河南省鄭州市、新郷市、 安陽市
18	(モデル地区における基礎計画策定に必要となる知識習得)	H18. 11. 13~11. 25 (13日間)	4	ICETT
	(基礎計画の確認と具体的計画策定に関する意見交換)	H19. 3. 5~3. 10 (6日間)		河南省鄭州市、安陽市、 洛陽市、焦作市
19	(行動計画の策定に向けての研修)	H19. 6. 25~7. 7 (13日間)	4	ICETT
	(成果確認、今後の普及のための意見交換会)	H19. 11. 12~11. 17 (6日間)		河南省鄭州市、安陽市、 洛陽市、焦作市
テーマ：市民の環境意識向上を目指す環境教育				
20	(事業目的の確定、計画の検討、現地調査)	H20. 7. 28~8. 2 (6日間)		河南省鄭州市、新郷市、 許昌市
	(計画の進め方、事例研修)	H20. 11. 5~11. 13 (9日間)	17	ICETT
21	(知識・実務の研修・セミナー、成果の確認、意見交換)	H22. 3. 22~3. 27 (6日間)		河南省鄭州市、洛陽市、 開封市
	(実務演習、計画の進め方、事例研修)	H21. 12. 14~12. 22 (9日間)	18	JICA中部
22	(具体的取組方法の検討、事例研修)	H22. 9. 6~9. 14 (9日間)	19	JICA中部
	(事業の総括、今後の普及のための意見交換)	H23. 3. 7~3. 12 (6日間)		河南省鄭州市、洛陽市、 開封市、新郷市
平成17~22年度(6年間)		ICETTでの受入研修 延べ66日間	65名	

(基本理念) (基本目標の区分)

(施策分野)

(施策区分)

(主な取組)

県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくこと

I 環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築

(1)廃棄物対策の推進	ア ごみゼロ社会づくりの推進	レジ袋有料化の取組などモデル事業の実施。廃棄物会計等を活用した市町ごみ処理システムの最適化の取組。ごみゼロキャラクタ等を活用した啓発活動等。	一般・産業廃棄物の最終処分量(千t/年)	実績値(速報値)(2010年度)	目標数値(2010年度)	達成状況
	イ 産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進	多量排出事業者等の産業廃棄物適正管理計画の策定を指導。三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の制定。				
	ウ 産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の是正・未然防止の推進	不法投棄等の未然防止に向けた監視活動。環境修復など不適正処理事案対策の推進。				
(2)地球温暖化の防止	ア 温室効果ガス削減対策の推進	産業部門における地球温暖化対策計画策定事業所に対するフォローアップ等。家庭部門における「みえのエコポイント」の実施等。	温室効果ガス排出量の基準年度(1990)比(%)	実績値(2010年度)	目標数値(2010年度)	達成状況
	イ エネルギーの適正利用の推進	地球温暖化防止活動推進員による家庭における省エネ活動の推進等の普及啓発。				
	ウ 新エネルギーの導入促進	「三重県新エネルギービジョン」に基づく県民への情報提供や事業者等への取組の支援。				
(3)大気環境の保全	ア 大気汚染の防止	工場等への立入検査による排出基準遵守等の指導。アスベスト使用の建築物解体現場等での作業基準の遵守状況の確認。	環境基準を達成した大気環境測定局の割合(%)	実績値(速報値)(2010年度)	目標数値(2010年度)	達成状況
	イ 自動車環境対策の推進	自動車NOx・PM法に基づき策定した「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」に基づく施策の実施。天然ガス自動車購入・改造支援。NOx・PM低減装置の導入支援。				
	ウ 騒音・振動の防止	「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく地域の指定、規制対象工場・事業場の立入検査。				
	エ 悪臭の防止	「悪臭防止法」に基づく地域の指定、地域内の工場等に対する規制。				
(4)水環境の保全	ア 水質汚濁の防止	公共用水域及び地下水の水質の常時監視。工場・事業場排水の監視・指導。第6次水質総量規制に基づく、伊勢湾の汚濁負荷量(COD、窒素、りん)の削減。多様な主体との連携による伊勢湾再生の取組。	水浴びや水遊びができる程度に水質(BOD2mg/l以下)が維持又は浄化されている河川の水域割合(%)	実績値(速報値)(2010年度)	目標数値(2010年度)	達成状況
	イ 生活排水対策の推進	「生活排水処理アクションプログラム」に基づく下水道、集落排水施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備。				
	ウ 水資源の適正利用	下刈りや除間伐等をはじめとする森林整備。				
(5)化学物質に起因する環境リスク対策の推進	ア 有害化学物質対策の推進	有害物質、ダイオキシン類の環境調査。	工場・事業場のダイオキシン類に関する排出基準適合率(%)	実績値(2010年度)	目標数値(2010年度)	達成状況
	イ 化学物質の適正管理の推進	PRTR制度に基づき化学物質を取り扱う事業所に対し環境中へ排出される量等の届出を指導。				
	ウ 土壌・地下水汚染対策の推進	「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく土壌・地下水調査の実施についての監視・指導。汚染等の届出事案に対して現地確認を実施。				

II 人と自然が共にある環境の保全

(1)生物の多様性の確保(多様な自然環境の保全)	ア すぐれた自然の保全	自然環境保全地域の指定。	多様な自然環境の保全面積(ha)	実績値(2010年度)	目標数値(2010年度)	達成状況
	イ 里地里山等の保全	県民の自主的な里山等の保全活動を認定する「里地里山保全活動計画」。				
	ウ 水辺環境の保全	ため池等の農業利水施設を活用した親水公園等の整備。生態系や景観に配慮した河川、海岸整備の実施。				
	エ 貴重・希少な野生動植物の保護	「三重県レッドデータブック2005」の策定。ホームページ「みえの自然楽校」等による希少生物情報の提供や種の保全のための普及啓発。県民や関係機関と共同して行った保全パトロールや保全活動。				
	オ 地域の生態系の保全	希少野生動植物監視地区の指定。鳥獣保護区等の設定。移入種対策の推進。				
(2)自然とのふれあいの確保	ア 自然公園等の整備・活用	自然公園利用施設の施設整備や維持管理。森林公園の維持管理及び利用の促進。	自然とのふれあいの場の満足度(点)	実績値(2010年度)	目標数値(2010年度)	達成状況
	イ 森林・水辺等の保全・活用	温泉の保護や利用の適正化を図るための行政検査。				
(3)森林・農地・沿岸海域の環境の保全	ア 森林環境の保全	環境林における強度間伐による林内環境の改善など公益的機能が継続的に発揮される森林づくり。生産林における比較的林齢の高い本県の森林状況に応じた高齢林での間伐促進。	県内の民有林で行われる年間の間伐実施面積(ha)	実績値(2010年度)	目標数値(2010年度)	達成状況
	イ 農地環境の保全	みえの安全・安心農業生産推進方針に基づく環境に配慮した農業の推進等。地域住民や学校、NPO等の連携による農地・農業用水等の保全・活用の促進。				
	ウ 沿岸海域環境の保全	漁場環境の変動把握のための水質調査、藻場調査等の実施(～H20)。多様な主体の参画による藻場・干潟の保全活動の促進、藻場・干潟の造成。				

III やすらぎとらのおいのある快適な環境の創造

(1)身近な自然環境の保全・再生	ア 身近な緑や水辺、海辺の保全・再生・創出	身近な緑化活動や緑の募金活動に取り組む団体等と連携し、県民の緑化意識の高揚の促進。	都市計画区域内人口1人あたりの都市公園面積(m ² /人)	実績値(速報値)(2010年度)	目標数値(2010年度)	達成状況
	イ 身近な野生動植物の生息・生育地の保全・再生	水辺等の自然生態系を保護し、野生動植物の生息域を確保しつつ事業を進めるため溪流環境整備計画を策定。				
(2)良好な景観の形成	ア 都市景観の保全・創出	「三重県景観づくり条例」、「三重県景観計画」の策定及び運用。「三重県屋外広告物条例」の運用。	市町、県が制定した景観に関する条例等の件数(件)	実績値(2010年度)	目標数値(2010年度)	達成状況
	イ 農山漁村景観の保全・復元	市町やNPO、農山漁村地域住民、都市住民と連携した農山漁村の文化、景観の維持創造活動。				
	ウ 良好な郷土景観の形成	市町における景観形成の促進。景観形成に関する普及・啓発の実施。地域特性を生かした景観まちづくりの実践。				
(3)歴史的・文化的環境の保全	ア 歴史的・文化的環境の保全	指定文化財等の適正な保存とその活用をはかるため、所有者等が行う文化財保護事業に対して支援を実施。	活かそう地域文化財提案事業参加者数(人)	実績値(2010年度)	目標数値(2010年度)	達成状況

IV 自主・協働による環境保全活動の促進

(1)環境経営の促進	ア 事業者の環境経営の促進	三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)やISO14001の普及啓発。「日本環境経営大賞」における、先進企業の表彰、環境経営サロンの開催などを通じた環境経営の普及。	環境マネジメントシステム導入事業所数(事業所)	実績値(2010年度)	目標数値(2010年度)	達成状況
(2)環境教育の充実による環境保全活動の促進	ア 環境教育・環境学習の推進	県民に開かれた環境学習、環境情報の受発信拠点とする環境学習情報センターを中心に、市町、企業等と連携した環境講座、出前講座、指導者養成講座などを実施。	環境教育参加者数(人)	実績値(2010年度)	目標数値(2010年度)	達成状況
	イ 地域における環境保全活動の促進	県民の自主的な環境保全取組を促進するため、「みえ環境活動賞」の応募、審査、表彰を行い、優れた取組をホームページを通じて普及。				
(3)国際的な環境保全活動への協力・貢献	ア 国際的な環境協力・貢献の推進	中国河南省の環境保護庁職員の入研修と河南省で現地セミナーを開催。	環境保全技術移転研修受講者の満足度(%)	実績値(2010年度)	目標数値(2010年度)	達成状況

区分の基準(進捗率): A=100%以上、B=85%以上100%未満、C=75%以上85%未満、D=70%未満

2 環境に関する県民意識の概要

三重県では、行政の各分野に対する県民の満足意識等を把握し、県政運営に活用することを目的に、毎年一万人アンケートを実施しています。2011年度(平成23年度)の当該調査結果は、以下のとおりです。

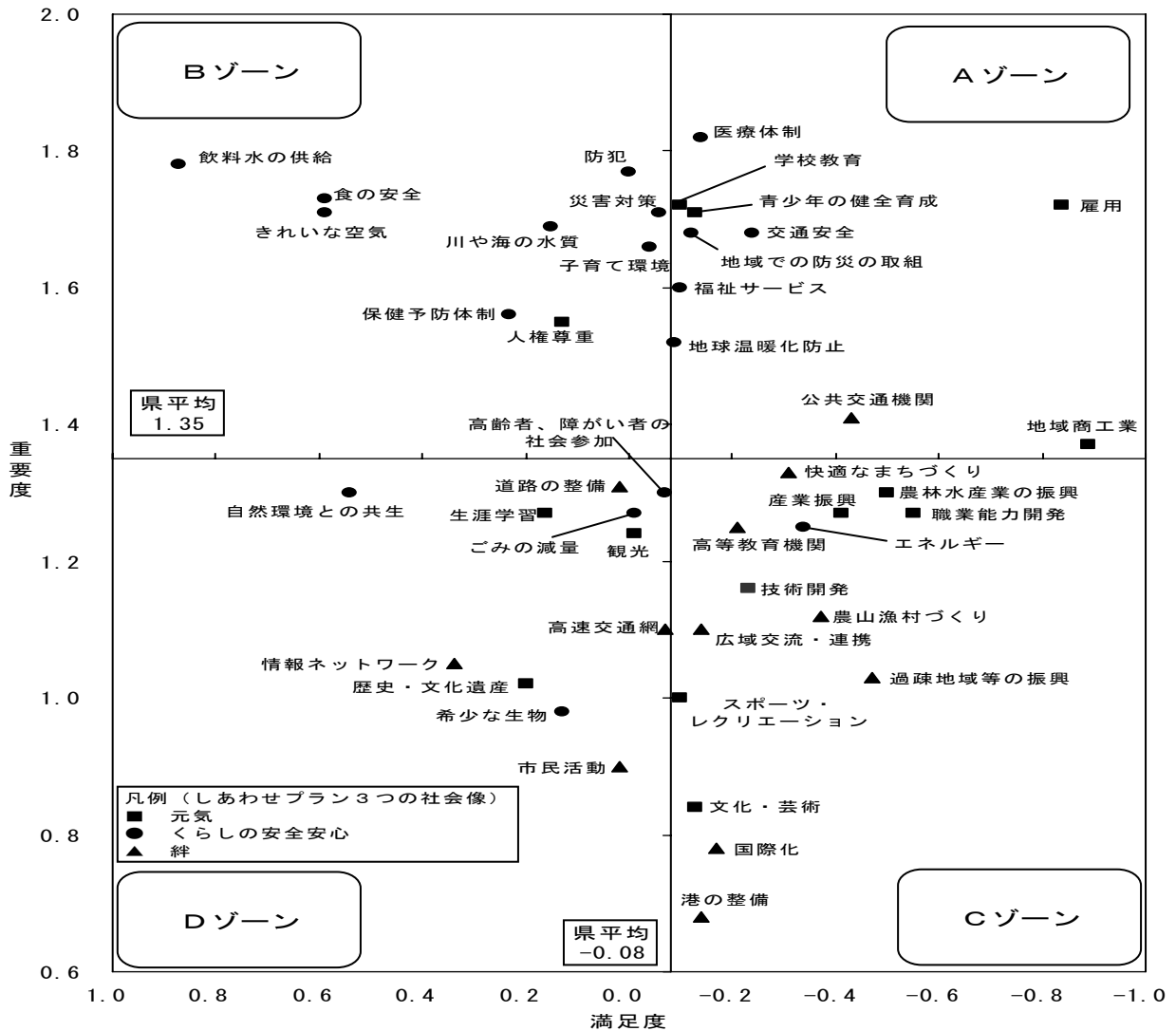
行政の各分野のうち環境関連分野における重要度、満足度の相関関係(図-1)を見ると、県民ニーズが高いゾーン(重要度が高く、満足度が低いゾーン)に入った分野は、「地球温暖化防止」でした。

また、同じく重要度が県平均を上回るゾーンに入った分野は、「飲料水の供給」、「きれいな空気」、「川や海の水質」でした。

一方で、重要度がほぼ県平均ラインにあった分野が、「ごみの減量」、「自然環境との共生」、「快適なまちづくり」、「公共交通機関」、「エネルギー」で、このうち、満足度が県平均を下回った分野は、「快適なまちづくり」、「公共交通機関」、「エネルギー」でした。重要度が低いゾーンには、「歴史・文化遺産」、「希少な生物」が入っています。

なお、環境関連分野の経年変化を見ると、不満意識(図-2)においては2008年度(平成20年度)以降多くの分野で減少傾向が見られます。重要意識(図-3)においては、大きな変化は見られませんでした。

図ー1 各分野の重要度と満足度（重要度と満足度の関係）（平成23年度）



（注1）重要度と満足度

行政の各分野における重要意識と満足意識の全体傾向を把握するため、選択肢に得点をつけ回答者数で割り平均化した値を、重要度、満足度としています。

（重要（満足）+2、どちらかといえば重要（満足）+1、どちらともいえない0、どちらかといえば重要でない（不満）-1、重要でない（不満）-2）

（注2）各分野における重要度と満足度の相関関係

図ー1は重要度と満足度の相関関係をグラフに表したものです。

この図は、重要度を縦軸に、満足度を横軸にとり、それぞれの平均値で十文字に境界線を引いたもので、上に行くほど重要度が高く、右に行くほど満足度が低くなっており、県民ニーズの観点から4つのグループにゾーン分けしています。

（重要度の県平均値：1.35 満足度の県平均値：-0.08）

図-2

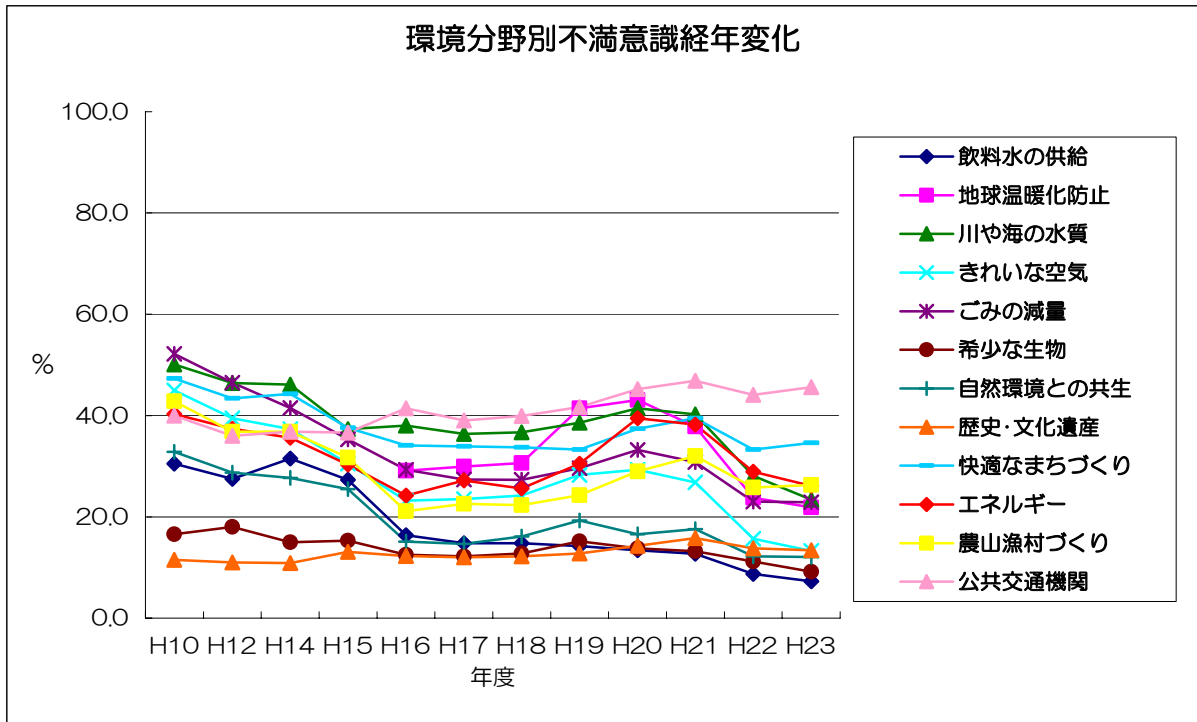
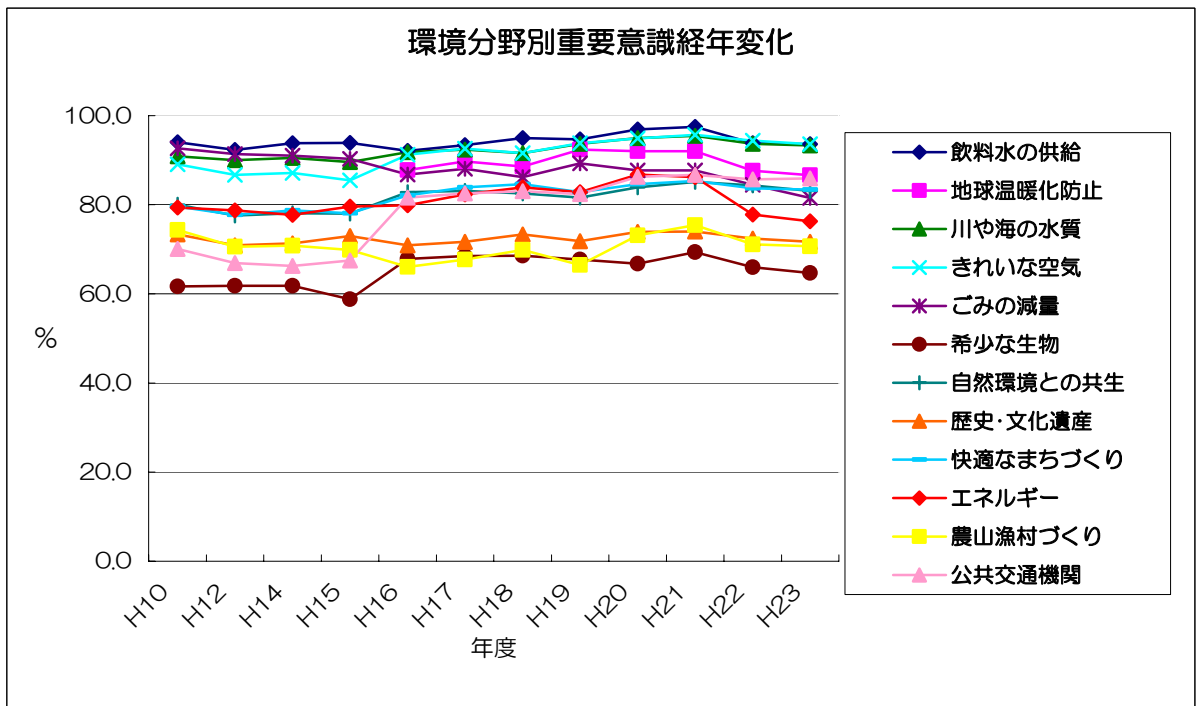


図-3



〔 ※地球温暖化防止は 2004 年度(平成 16 年度)から調査項目に入りました。 〕

3 用語解説

英数字

BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物により分解されるときに消費される酸素の量をいいます。一般にBODが大きいと、その水の有機物による汚濁が進んでいることを示します。BODは河川の水の汚染状況をあらわすのに用いられます。

COD(化学的酸素要求量)

水の汚染度を示す指標で、水中の有機性物質などを酸化剤(過マンガン酸カリウム)で酸化し、その際に消費される酸素量であらわします。数値が高いほど汚染が進んでいます。CODは海城および湖沼の水の汚染状況をあらわすのに用いられます。

CSR(企業の社会的責任)

シーエスアール 【英】Corporate Social Responsibility

企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、利害関係者(ステークホルダー)全体の利益や環境等への配慮を組み込み行動するべきであるとの考え方。環境保護のみならず、行動法令の遵守、人権擁護、消費者保護などの分野についても責任を有するとされています。

ISO14001(環境マネジメントシステム)

環境に関する経営方針や計画を立て、実施し、点検し、是正するという手順を体系的、継続的に実行していくことにより、企業等の組織が環境に与える影響を改善するためのしくみ(環境マネジメントシステム)の代表的なものです。

NPO(Non-Profit Organization)

教育、文化、医療、福祉、環境保全等、さまざまな社会的活動を行う非営利、非政府の民間組織のことをいいます。また、ほぼ同義の用語としてNGO(Non-Governmental Organization)がありますが、営利を目的としないことや、利潤を分配しないことを強調するときにNPOが使われ、政府からの独立を強調するときにNGOが使われます。また、国境にとらわれないという意味から、民間国際援助団体のことをNGOという場合もあります。

PRTR(Pollutant Release and Transfer Register)

「環境汚染物質排出・移動登録制度」の略称で、指定された環境汚染物質の排出量と移動量を事業所が報告し、国が集計、公表する法的なしくみのことをいいます。1992年の「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」で採択されたアジェンダ21の中で、化学物質のリスク低減の手法として有害化学物質の排出や移動を管理する制度の必要性が指摘され、日本では1999年に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」が制定されました。

RDF(Refuse Derived Fuel)

生ごみ、紙、プラスチック等の一般廃棄物を破砕し、石灰を混合して固形化した燃料のことをいいます。

3R

「リデュース(Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース(Reuse=再使用)」「リサイクル(Recycle=再生利用)」の頭文字を取ったものであり、廃棄物処理やリサイクルの優先順位の総称のことです。

あ行

アクティブ・シチズン

社会における自らの役割と責任を自覚し、積極的に社会に参画する住民をあらわす言葉です。アメリカ合衆国の第35代大統領であるJ.F.ケネディが、大統領就任演説の中で、「祖国があなたに何をしてくれるのかを尋ねてはなりません。あなたが祖国のために何ができるかを考えて欲しい。」とアクティブ・シチズンである必要性を訴えた言葉が有名です。

移入種

もともとは地域に生息、生育していなかった動植物種で、人為的に地域外から持ち込まれたものが、自然界に定着した種のことをいいます。三重県では、自然環境保全条例により、生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種をみだりに放ち、植栽し、種子をまくことが禁止されています。

イノベーション

単に「技術革新」の意味だけでなく、これまでのモノ・しくみ等に対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことをいいます。

エコツーリズム

自然や人文環境を損なわない範囲で、自然観察や先住民の生活や歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態をいいます。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつ気体のことをいいます。この濃度が高くなることにより気温が上昇する現象が地球温暖化。京都議定書では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)の6種類とされています。

か行

環境影響評価制度(環境アセスメント制度)

事業者自らが、事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に調査、予測および評価をするとともに、環境の保全のための措置を検討し、この措置が行われた場合における環境に及ぼす影響を総合的に評価する制度をいいます。

環境学習・環境教育

環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する意欲や問題解決に資する能力を育成するための学習および教育をいいます。学習者、参加者の視点から見た場合は「環境学習」、実施者、行為者の視点から見た場合は「環境教育」と用います

が、環境基本計画では、双方からの取組を進めていくとの観点から「環境学習・環境教育」と列記し、一つの用語として用いています。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で確保されることが望ましい基準のことをいいます。現在、環境基本法(ダイオキシン類についてはダイオキシン類対策特別措置法)に基づき、大気汚染、公共用水域および地下水の水質汚濁、水底の底質(ダイオキシン類のみ)、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音および土壤汚染に係る環境基準が定められています。

環境経営

企業や行政の事業活動の中で、環境への対応を具体化する等、環境保全への取組を明確に位置づけ、経営者の意思決定に反映させると同時に環境に配慮した行動をとっていく経営をいいます。

環境調整システム

三重県が実施する一定規模以上の開発事業の実施にあたって、その計画段階で環境に対する配慮を全庁的に検討する制度のことをいいます。平成 10 年度から運用しています。

環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障（→「生活環境保全上の支障」参照）の原因となるおそれのあるものをいいます。汚染物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷されることによるもの、自然の景観が変更されることによるもの等があります。

環境リスク

人間活動によって、環境に加えられる環境への負荷が、健康や生態系等に影響を及ぼす危険性をいいます。

環境林

従来の木材生産に特化した「生産林」と区別して、二酸化炭素の吸収、水源のかん養、土壌保全等の効果が最大限発揮され、公益的機能を重視する森林をいいます。

涵養

水が自然に染み込むように、ゆっくりと養い育てること。地表の水(雨水や河川水)が地下の帯水層に浸透し、地下水が供給されることをいいます。

京都議定書

1997 年に京都で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第 3 回締約国会議(COP3)」において採択された議定書をいいます。世界で増え続ける温室効果ガスの排出に歯止めをかけるために締約国における 2008~2012 年にかけて排出量の削減目標が定められたほか、吸収源の取扱い、排出量取引等の基本的考え方が決められています。

グリーン・イノベーション

環境・資源・エネルギー分野の革新的な技術等の研究開発と成果の実利用・普及のためのシステム転換の一体的推進に加え、新たな発想を活用することによるライフスタイルやビジネススタイルの転換など、生活・地域社会システムの転換及び新産業創出により、環境、資源、エネルギー等の地球環境規模での制約となる課題解決に貢献し、経済と環境の両立により世界と

日本の成長の原動力となるものとされています。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境への配慮から、環境への負荷の少ないものを優先して購入することをいいます。

グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において、その地域の自然、文化、人々との交流等を楽しむ滞在型の余暇活動をいいます。

公益財団法人国際環境技術移転センター(ICE TT)

日本の優れた環境保全技術や管理手法をもとに、環境問題に苦しむ諸外国、特に開発途上国との環境技術交流を深め、ひいては地球環境保全に貢献することを目的として、1990年に設立された機関で、鈴鹿山麓リサーチパーク(四日市市)に所在しています。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン、PAN(Peroxy-acetylnitrate)等の酸化物質の総称です。このオキシダントが原因で起こるいわゆる光化学スモッグは、日ざしの強い夏季に多く発生し、目や喉等の粘膜を刺激することがあります。

コンプライアンス

法令や社会的取り決め等を守ること。コンプライアンスという場合、法令や社会的取り決めの文言のみならず、その背後にある精神まで守り、実践することを意味します。

さ

里地里山

居住地域の近くに広がり、かつては薪炭用材や落葉の採取、農業生産などさまざまな人間の働きかけを通じて自然環境が維持、形成されてきた地域のことをいいます。森林、農地、ため池、草地等で構成されており、多様な動植物の生息・生育場所になっています。

産業廃棄物

事業活動に伴って発生した廃棄物のことをいいます。廃棄物の発生量やその物の性質から、環境汚染の原因となりうるものとして、燃えがら、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類などの20種類が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で指定されています。

産業廃棄物税

産業廃棄物施策を展開するための財源確保を目的に、平成13年6月に「三重県産業廃棄物税条例」として制定され、平成14年4月1日から施行されました。県内の産業廃棄物処理施設への搬入量に応じて、1トン当たり1,000円を排出事業者へ直接課税する法定外目的税です。

自然公園

すばらしい自然の風景地やそれに準ずる地域として、「自然公園法」や「三重県立自然公園条例」により指定された区域のことで、県内では、国立公園2ヶ所、国定公園2ヶ所、県立自

然公園5ヶ所が指定されています。自然公園の特別地域内では一定の行為について環境大臣又は知事の許可が必要となります。環境大臣が指定する「国立公園」、「国定公園」と、都道府県知事が指定する「都道府県立自然公園」の3種類があります。

指定文化財

「文化財保護法」や県条例、市町村条例に基づき、国や県、市町村によって指定された有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群をいいます。

自動車NOx・PM法

「自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の略称です。自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質を削減することを目的として、対策地域を定め、排出基準不適合車の登録の制限等の対策が講じられます。

三重県では、平成13年12月に、北勢地域の8市町（当時）の区域が対象地域に指定されました。

自動車排出ガス測定局

自動車の排出ガスによる大気汚染状況を常時観測する測定局で、現在、県内に7ヶ所の自動車排出ガス測定局が設置されています。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念をいいます。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分されることが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

新エネルギー

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において、石油代替エネルギーであって経済性の面から普及が十分でなく、その導入促進をはかることが特に必要なもの、と定義されており、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマス発電、バイオマス熱利用等が該当します。

生活環境保全上の支障

人の活動に伴って大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が劣化することによって公害その他の人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいいます。なお、「生活環境」とは、社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産または人の生活に密接な関係のある動植物もしくはその生育環境を含みます。

生活排水処理施設

台所、風呂、洗濯等で排出される汚水やトイレからのし尿を含めた生活排水を処理するための施設をいいます。下水道、浄化槽、農・漁業集落排水処理施設、コミュニティプラント(地域し尿処理施設)等があります。

生態系

自然界のある地域に生息、生育する生物とそれらの生活に関与する大気、水、土壌等を一体としてとらえたものをいいます。

生物の多様性(3つの危機)

生態系の多様性(多様な生態系が存在していること)、種間の多様性(種が保全され、個々の生態系が多様な種から構成されていること)、種内(遺伝子)の多様性(同じ種の中にも多様な地域的個体群が存在していること)の3つの考え方からなる概念です。平成4年の地球サミットで採択された「生物の多様性に関する条約」に初めて盛り込まれました。こうした生物の多様性に対して、国が策定した「生物多様性国家戦略」では、生物多様性を取りまく現状と課題において①人間活動や開発による危機②里地里山等における人間活動の縮小による危機③人間によりもちこまれたものによる危機の3つに加え、地球温暖化による危機が指摘されています。

総量規制

1971(昭和46)年当時、国の定める大気汚染防止法では、「工場の排ガスの排出口」ごとの濃度を規制していましたが、三重県では、四日市地域全体の硫黄酸化物の排出許容総量を定め、「工場」ごとの硫黄酸化物の排出許容量を規制する「総量規制」の導入を検討し、1972(昭和47)年から総量規制が実施されることになりました。

規制前に年間10万トンであった硫黄酸化物は、企業の努力と相まって、1975(昭和50)年には、年間1.7万トンまで減少し、これによって、四日市公害の解決への道を開かれたと言えます。

この総量規制の考え方は、その後、大気汚染防止法にも取り入れられ、窒素酸化物の総量規制や水質汚濁に対するCOD総量規制の導入にもつながりました。

た行

ダイオキシン類

有機塩酸化合物で、水に溶けにくく、蒸発しにくいほか、他の物質とも簡単には反応しない性質を持っている、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)にコプラナ-ポリ塩化ビフェニル(コプラナ-PCB)の総称を『ダイオキシン類』と呼んでいます。PCDDsとPCDFsを合わせると210種類の化合物があり、毒性があるとされているものは17種類です。また、コプラナ-PCBsのうち毒性があるとされているものは12種類です。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物、二酸化炭素等の大気汚染物質や温室効果ガスの排出量や騒音の発生が少ない、または全く排出しない自動車のことをいいます。実用化されている主な車種としては、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び低燃費・低排出ガス車があります。

低炭素社会

平成19年6月、国で閣議決定された「21世紀環境立国戦略」によれば、「低炭素社会づくりとは、生活の豊かさの実感と、二酸化炭素排出削減が同時に達成できる社会の実現を目指すもの」であり、「新しい革新的技術の普及等により、環境保全と両立しながら豊かな生活と経済成長が確保できる社会である。」とされています。

天然記念物

動物、植物、地質鉱物で、学術上価値の高いもののうち指定をしたものです。

電子マニフェスト

産業廃棄物の運搬・処理処分に関して、廃棄物処理の過程を把握することができるように交付する産業廃棄物管理票のことをマニフェストといいます。電子マニフェストは、管理票の代わりに電子情報処理組織を使用して登録するものです。

な行

二酸化硫黄(硫黄酸化物)

石油、石炭等の硫黄を含んだ燃料の燃焼に伴って発生します。高濃度では人の呼吸器や植物等に悪影響を及ぼすほか、酸性雨の原因にもなります。

二酸化窒素(窒素酸化物)

石油、ガス、石炭等燃料の燃焼に伴って発生します。酸性雨や光化学スモッグの原因となり、特に二酸化窒素は濃度が高くなると、人の呼吸器に悪影響を及ぼします。

は行

干潟

河口や内湾近くで潮が引いたときに現れる砂または泥が堆積した場所のことで、海の波浪の影響が少なく、砂泥を供給する河川が流入する場所に存在します。干潟には、陸域から有機物が流入し、これを二枚貝やゴカイ等の底生生物が分解し、また、この底生生物を魚類や水鳥が餌にするなど、沿岸域の重要な生態系を構成しています。

閉鎖性水域

湖沼や内海、内湾のように、外部と水の交換が行われにくい水域のことをいいます。汚濁物質が蓄積しやすいため、水質の保全や改善が難しく、富栄養化による赤潮等の発生がみられません。

ま行

埋蔵文化財

大地に残された人間活動の痕跡である遺跡のことで、住居跡、墓地、城跡等の「遺構」と土器、石器、木製品、金属製品等の「遺物」が含まれます。

三重県環境保全活動・環境教育基本方針

より良い環境の創造をめざして、学校や社会における環境保全活動や環境教育の基本的な方針を定めています。

1991年(平成3年)に「三重県環境教育基本方針」を策定し、2005年(平成17年)に改定しました。

三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)

Mie-Environmental Management system Standard

三重県独自の環境マネジメントシステムをいいます。ISO14001に比べて取得費用が少なく、わかりやすい規格である。ミームスという愛称で呼んでいます。平成16年9月から運用を開始

しました。

ミレニアム生態系評価

国連の主唱により 2001 年(平成 13 年)から 2005 年(平成 17 年)にかけて行われた、地球規模の生態系に関する総合的評価のことです。95 カ国から 1,360 人の専門家が参加し、生態系が提供するサービスに着目して、それが人間の豊かな暮らし(human well-being)にどのように関係しているか、生物多様性の損失がどのような影響を及ぼすかを明らかにしました。

藻場

我が国の沿岸海域には、大型海草・藻類から構成される植物群落があり、これらを藻場と呼びます。藻場は、沿岸生態系のひとつとして、水質の浄化や海生生物の幼生、稚魚の保育場、産卵場、採餌場等の役割を持ち、豊かな環境づくりを支えています。

ら行

類型指定

水質汚濁の生活環境の保全に関する生活環境項目について、「環境基本法」に基づき、河川、湖沼および海域の利用目的に応じた水域類型を指定することをいいます。

レッドデータブック

名称は国際自然保護連合が初めて発行したものの表紙に赤い紙が使われていたことによりです。

日本に生息または生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、その種について生育状況や減少要因等を取りまとめた本のことをいいます。